

第1章 カントリーレポート：韓国

會田陽久・樋口倫生

1. 序

會田陽久

韓国では、ガットウルグアイラウンドの締結を端緒として 1990 年代に入ってから、経済の国際化が急速に進展し農産物輸入が増加し、併行して農業構造の転換が進んだ。農業は急速に相対的地位を縮小したが、依然としてわが国と比較して相対的に大きい農業部門を持っている。したがって、1990 年代以降の文民政権では、経済の国際化とそこでの農業の存続という 2 側面を如何に整合させるかが、政策課題であり、農業に厳しい環境を強いながらも農業を守るという事は前提であった。

現政権も農業を産業として維持するという立場に変わりはないが、FTA、EPA 締結による経済発展にさらに重きをおいており、農業部門の防衛よりも優先させている観がある。農業の相対的比重が縮小するのは、もはや致し方ないとし、FTA 締結による貿易振興により GDP を増加させることを優先したといえる。一般経済の振興を重視し、農業は対策を施すことによってよしとする方向へ踏み出したとも言われている。この背景には、韓国経済の貿易依存度が高いことがある。2000 年代に入ってから韓国の貿易依存度は、2000 年に 62.4%を記録して以来、2001 年 57.8%、2002 年 54.6%、2003 年 57.9%、2004 年 66.2%、2005 年 64.6%、2007 年 69.4%と、50～60%台を変化していた。この、ほぼ 70%という依存度は、中国、ドイツとほぼ肩を並べる高さであった。2008 年の依存度はさらに上昇して 92.3%に達している。これは、アジア地域で世界的に見ても貿易依存度が高い、シンガポール、香港、マレーシア、タイ、台湾といった 100%を超える国・地域に続いて 6 番目に位置している。一方、わが国の貿易依存度は 31.6%であり、貿易依存度の低い国のグループにはいる。インド、オーストラリア、英国、スペイン、フランス、ロシアといったようにおおむね人口の多い国や国内市場の規模が大きい国がこのグループにはいる。

政府の方針としては、農業部門について農村人口の高齢化と人口減少、それに伴う農業生産の相対的縮小を前提として捉え、関税の引き下げに伴う輸入農産物の増加は、その状況を補完するものとして国民の理解を得、農業部門は一層の合理化を図ることにより十分生き残りが可能と見ている。農民の激しいデモなどの抗議行動と併行して、農業近代化のために多大な政府による投融資が実行されているが、従来の農業から脱皮させたいという思惑が背景に存在している。

現大統領の李明博氏は、一般経済へ力点を移すと共に韓国農業が今後採るべき方向として、農業の 2 次、3 次産業化を提唱し、生産の工業化や、流通部門の強化を強調している。また、

従来の農業技術の普及事業などとは別に、民間による農業者教育組織である韓国ベンチャー農業大学が設立されビジネスとしての農業の確立や新しいタイプの経営者を作り出そうという動きもある。ここでも、農業の 1.5 次産業化という表現で従来の農業からの脱皮を奨励する考えが見られる。

このような韓国農業の変化は、わが国にとって隣国の事例として捕捉すべきものであろう。また、農業をビジネスとして発展させようという視点からは、国内市場と併せて海外市場が対象となってくるが、農業を輸出産業化するという方向性も打ち出されている。その場合わが国の農産物市場が常にその主要なビジネス対象の内の一つと考えられている。しかし、世界農産物市場での韓国の基本的位置は、穀物を中心とした有数の農産物輸入国であり、国際農産物市場においてはそちらがより重要な問題である。

1990 年代に入ってから韓国農業においては、親環境農業に力を入れる政策が一貫して遂行されている。経済の国際化や環境問題に適応した政策と考えられるが、さらに、環境問題に着目し、温室効果ガスや環境汚染を削減する方向での緑の成長戦略を経済政策として打ち出している。農林水産分野でも親環境農業を包摂する形で、緑の成長戦略に則った政策の展開が図られている。

本稿では、以上のような点に留意して、基本的な韓国の農産物需給の近年の特徴を明らかにする。特に、主要農産物であるコメが国際化の中で生産、消費の局面で如何に変化したかを把握する。現政権の農業政策の一つである農産物輸出振興政策の動向について調べる。輸出振興政策の対象国の一つとしてわが国は常に着目されていると言えよう。また、農業における緑の成長戦略の内で親環境農業を中心に過去の展開と現状を把握する。

2. 食料消費動向と農産物需給

會田陽久

(1) はじめに

第2次大戦後の独立を経て、南北間の戦争を経験し韓国経済は疲弊した状況にあり、農地改革と共に食料増産が農政の主要目標となっていた。当時の経済水準は、東・東南アジアの中でも最貧国といって良い段階にあり、まず、国民に十分な食料を供給することが政府に課せられた課題であった。

日本も戦後の食料不足の時代から米を中心とした主穀の生産増大により食料問題を解決することに努力し、米の自給に成功したが、1962年をピークに1人当たりの米の消費量は減少に転じ、消費の漸減傾向は現在に至っている。戦後の回復期から経済成長期と併行して食料消費は量的に増加し、質的にもでんぷん質食料の消費割合の減少、動物性たんぱく質の消費増加等の変化があり、食生活の洋風化等の言葉で表現、把握された。日本の場合、1973年の第1次石油危機で消費の一時的な減少と停滞を経験し、その後は食料消費が、量的には大きく増加することではなく、その頃の時点から消費の量的飽和期に入ったと捉えられている。

韓国での食料消費も経済成長や農業生産の発展に伴って、量的にも質的にも変化した。基本的には、日本の経験と類似した経路をたどっているが、食料消費が、人間にとって必須なことであるため経済水準の差を縮める以上に急速に量的接近が起こっている。食料消費について、全体水準の比較には食料需給表（フードバランスシート）が用いられることが多い。計算方法等は国による違いもあり、単純に比較することには難しい点もあるが、韓国の消費水準はかなり以前から量的には日本を越えている。30年以上前に量的な飽和が言われていた日本に対し、韓国ではごく近年に至り漸く量的飽和の傾向が見られるようになり、消費に質的なものを求める傾向も強まっている。2000年前後からそのような動きが見られる。また、数量的に非常に安定的に消費されてきた米についても消費の漸減傾向は定着してきている。

東アジア地域での食料消費の変化における特徴を見ると次のような点が挙げられる。元来、米作を中心とした農業を営み、面積当たりで稠密な人口を養ってきたが、社会の近代化に基づく経済成長に伴い、食料消費が量的に増加すると共に内容構成においても、穀物と野菜類を中心としたものから、肉類、油脂類消費の増加が見られ、野菜、果実等の中では伝統的な品目以外の消費増加、加工食品、外食の消費増加等の変化が起こった。従来は比較的狭小な1人当たり耕地面積で養えた人口に対し、これらの変化がもたらしたものは、必要な食料の数量を大幅に増加させることであった。その結果として、輸入農産物の範囲と数量が急激に増えた。このような変化を支える条件としては、経済成長に伴う国民所得の増加があり、日本から遅れて経済成長を果たした諸国もこのような変化を経験している。食料不足の時代や経済成長の初期段階では、消費の傾向的増加を見込んで生産増を考えれば良いが、消費の内容や質の変化が著し

くなるにしたがい、消費動向を把握することが、自国の農業、貿易を考える上で欠くことのできないものとなる。

本節では、韓国の食料消費の特徴、その変化と傾向を踏まえ、最近の農産物需給状況がどのようなになっているかを把握することを目的とする。

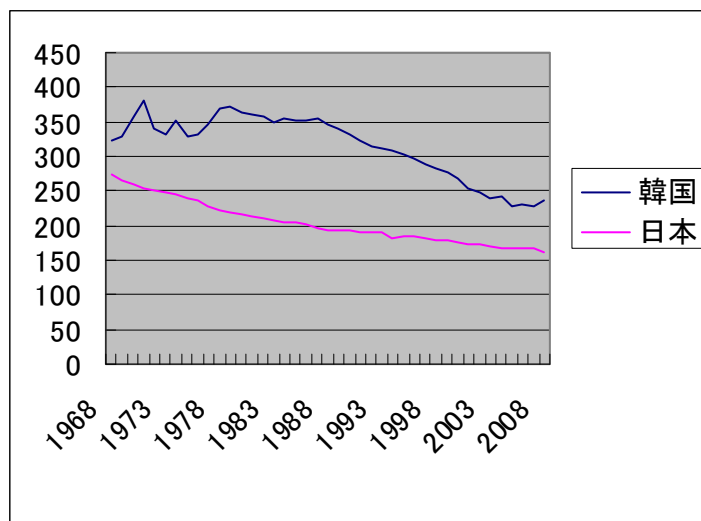
（２）最近の食料消費の特徴と変化

韓国の食品需給表（フードバランスシート）によると、発表が始まった 1962 年度当時の 1 人 1 日当たり供給熱量は 2,218 キロカロリーであり、2000 年には、3,010 キロカロリーとなっている。この 40 年ほどの間で 36% 程度、供給熱量が増えたことになる。ただし、量的にはこの年がピークとなり、2008 年には 2,840 キロカロリーまで低下している。アジア通貨危機の 1998 年も同様であるが、2008 年は世界的な経済危機が、食料消費の落ち込みという結果を招いている。バランスシートの公表形式は国により異なり、栄養成分の換算数値、食料の歩留まり等が違ったりするため異なった国の間で比較をする場合は留意する必要がある。供給数量で見た場合、実際の消費数量とは若干の違いが出る可能性はあるが、62 年の 2,218 キロカロリーは、栄養不足水準とされる 1,400 キロカロリーを上回っており一応生存を保証する消費水準を達成している。ただし、熱量の供給源を見ると、穀物、いも類といったでんぷん質食品によるものが、全体の 89.6% を占めており、典型的な開発途上国型の食料消費形態であった。また、供給たんぱく質についても 72% を穀物等のでんぷん質食品を供給源としていた。

この年は、日本においては、戦後最も米の消費量が多かった年で、1 人 1 日当たり 324 グラムが消費されているが、韓国では既にその時点で 341 グラムが消費されていた。日本では、この年を頂点として米の消費量は、ほぼ毎年減少を続けていった。韓国の場合は、日本のように安定的に減少していったのとは対照的に、豊凶による生産変動に依存して消費量もかなり上下動を繰り返しながら推移していった。1971 年の 382.1 グラムと 1979 年の 372.5 グラムがその中でも比較的大きな数値でそれ以外の年も 300 グラム台で推移している。1990 年代に入る頃から米の消費量の減少傾向が認められるが、このように長期に渡り日本から見ると大量の米が消費し続けられたことは、大変特徴的なことである（第 1 図）。本来、食料消費は、保守的な傾向を持つが、急激な経済成長を経験しながら、米については比較的安定した需要があり、肉類等の副食品の消費増大と共存してきた。かなり経済成長が進んだ段階でもでんぷん質食品により摂取する熱量の割合が大きいという状況であった。

供給熱量が、3 大栄養成分のどれにどの程度依存しているかを数値化したものが PFC 比率であり、食料消費のバランスを評価する指標として用いられることがあるが、たんぱく質、脂質、炭水化物の摂取割合が、最適値とされる範囲にそれぞれ収まっている場合、望ましい食料消費状況とされる。一般に欧米諸国は、脂質の摂取割合が過剰であり、開発途上国は炭水化物摂取が過剰である場合が多い。日本の場合、かなり早い時期からこの数値が最適値の範囲に収まりその傾向が長く続いた。韓国は、1980 年代半ばまで炭水化物の消費が過剰という方向で最適値

の範囲をはずれていた。2008 年では、たんぱく質の比率がやや多めであるが、一応最適値の範囲にある。最近の動きでは、長期的傾向としては穀物についていえば、米の消費量が日本の 1 人 1 日当たり 162 グラムに対し、236 グラムとかなり多いが、穀物全体でも 251 グラムに対し 408 グラムと多くなっている。



第 1 図 米消費量の推移（1 人 1 日当 単位：グラム）

たんぱく質の供給については、畜産物の消費が急速に伸びているものの、依然として動物性たんぱく質よりも植物性たんぱく質の供給の方が多い。2008 年は世界的な金融危機の影響か、2006～2007 年には 100 g を超えていた 1 人 1 日当たりの供給たんぱく質は、97 g まで減少している。供給たんぱく質の動物性と植物性での構成比でいうと各々 48% と 52% である。日本の場合は、1985 年頃に動物性たんぱく質の比率が 50% を越えている。動物性たんぱく質の供給源としての畜産物と水産物の関係は、近年供給たんぱく質の数量で両国が近い数値を示している。共に、畜産物と水産物による供給たんぱく質の比はほぼ 6 対 4 である。畜産物の消費では、肉類の比率が高く、卵類と牛乳類によるたんぱく質摂取が比較的少ない点が特徴となっている。統計上の数値では、供給たんぱく質において日本をかなり上回っているが、鶏卵と牛乳類で日本の方が多という特徴は引き続いて見ることができる。主要畜産物の中では、豚肉の消費が最も多く、牛肉、鶏肉の順で続くが、豚肉の占める比率は 49% である。数年前までは、60% 近い割合を占めていた事から見ると消費の多様化が進んでいる。日本でも、豚肉の消費が最も多いが、その割合は 41% であり、安定的に推移している。また、日本では消費の多い順に、豚肉、鶏肉、牛肉となっており、豚肉と鶏肉の消費量が接近している。一方韓国では、牛肉と鶏肉の消費量が接近しており 19% 前後となっている。鶏肉が、洋風食品の浸透と共に増加したのに対し、牛肉は狂牛病問題により伸び悩んでいると考えられる。

脂質の供給量は、以前はかなり少なかったが、1999 年に 80 グラムを超え近年は 90 グラム

近い水準に達していたが、2008年には、急落して1人1日当たり71.5グラムとなり、日本の79.3グラムに対し数値は再逆転している。食生活の洋風化の指標として脂質消費に占める油脂類の比率があるが、韓国では、脂質の消費量が急激に伸びたことと並んで、油脂類の比率上昇が顕著であった。日本では、一定の水準に達した後、長期的に安定して推移しており、現在の油脂類比率は、48%であるが、韓国では2007年には56%を記録していたが、2008年には47%にまで低下している。

韓国における食料消費は、数量的な上昇を続け、食生活の内容を示す指標も変化してきた。一方、日本では、1973年の第1次石油危機以後食料消費の量的飽和の兆しが見え始め、近年に至るまで安定的に推移している。しかし、韓国でも、熱量、たんぱく質の供給数量は、1990年代の後半から、脂質については2000年頃一時的に停滞的に推移したが、その後はまた漸増している。ただ、経済状況の激変により2008年に大きな変化を記録している。

その他の食品として、野菜を見ると、年による消費数量の変動はあるが、基本的には2000年頃に向けて上昇傾向を維持してきたが、その後減少に転じている。果実については年により変動は大きい、緩やかな上昇傾向を続けていると言える。日本では、野菜については1968年をピークに停滞ないしは減少傾向にあり、果実は1972年以降若干増えつつもほとんど安定的といって良い水準で推移している。OECD諸国の中で、青果物消費において、野菜の消費量が多く、相対的に果実消費量が少ないというのが日本の特徴であり、その点では、韓国はその特徴がさらに顕著に見られるといえる。

フードバランスシートによる国の間の食料消費の比較は、利用可能な統計資料の中では比較的問題がないものの、数値の計測、加工上の相違があるため、留意しなければならないということは前述したが、基本的には、両国の個性はあるものの日本と韓国では、経済面で先を行く国とそれを追いかける国としての差は、食料品目においてはほとんどないといってよい水準に達しているといえる。食品の需要関数の計測ということで先行研究をみると、主に、1960年代の日本と70年代の韓国を比較した場合、両国とも、肉類、乳卵類、果実、外食が上級財という計測結果が出ている。数値的には、肉類について日本の所得弾性値がより弾力的であったが、その他の品目については韓国の数値の方が弾力的であった。ただ、この10年を隔てた期間についての計測で、ほとんどの品目で上級財か必需財かが一致していた。両期間について、消費者の購買行動が類似していたといえよう。

(3) 最近の消費者の対応

一般的な食料消費の特徴は、前節の通りであるが、最近になってみられる動向について触れてみる。消費数量の傾向的増加が比較的最近まで続いたが、2000年を過ぎた頃から停滞的な推移に変わってきたように見受けられる。日本では、30年ほど前から消費の量的飽和と停滞がいわれたのと比べると、韓国では経済成長の進展状況と合わせて考えて消費停滞期に入った時期が遅い印象がある。食料消費の傾向的变化についていえば、日本がかつて経験したことと

多くの共通性を持つが、日本と比較して穀物消費量がまだかなり多い点、鶏卵、牛乳類の消費量が少ない点等が特徴的な相違点といえる。これが、韓国の個性的特色として今後も安定して定着するかは分からないが、現在までそういう特徴を保持しながら推移してきたことは確認できる。

食料消費に関していわれることに、生産、流通段階ではなく、最終の消費の時点で廃棄されるものが多いという指摘もある。食堂等、家庭外での食事で顕著に見られる習慣であるが、出された食品は最後には幾分かの量を残して食事を終えるということが広く行われている。日本でも食品の食べ残し、廃棄部分について関心を持たれたことがあるが、韓国での恒常的な食品の廃棄について関心を持つ向きもある。

最近での消費の量的飽和の兆候に関し、1997年のアジア通貨危機の影響も考えられる。日本では、1973年の第1次石油危機の時に食料消費の量的後退が見られ、その後回復へと向かったが、量的に飽和水準に近づいたときにちょうど経済的ショックがあり、続いて消費水準の上昇傾向が鈍化し、停滞したことが観察できる。この当時、新興工業国・地域であった韓国、台湾では、若干の後退はあったが、すぐ増加基調に復しており、食料消費水準の段階がまだ成長途上にあったことが推察される。アジア通貨危機の後、IMFの管理下に入り、食料消費では、たとえば即席めんの消費が増えるなど出費を抑えて対応するといった傾向等が見られたが、量的には飽和期に入りつつあることが重なり、停滞傾向を示していると考えられる。

第1表 食料費支出に占める外食費率とエンゲル係数

	韓国		日本	
	1985年	2007年	1985年	2007年
外食比率(%)	8.2	49.5	15.1	25.2
エンゲル係数	37.5	25.2	27.6	23.6

資料：『家計調査年報』総務省統計局、『韓国統計年鑑』韓国統計庁。

経済成長に伴う食料消費の変化として、数量面での増加、消費する食品の内容、構成の変化等がまず挙げられ、それらについては、先行事例である日本と特に遜色のない状態となっている。そのような傾向的变化の一つに食料消費行動の外部化がある。端的に言えば、家庭での調理行動を外部化する調理食品、外食消費の増加であるが、これらについても近年の急速な変化が見られる。都市勤労家計についてみると1985年当時、食料費に占める外食比率は、韓国8.2%、日本15.1%であった。2007年で見ると、韓国49.5%、日本25.2%である。韓国の外食費支出は、アジア通貨危機により1998年には若干下がっているが、急激な上昇を示している。韓国の家計調査には、日本で中食という分類でとらえられる支出項目がないので、やはり単純には比較できないが、急速に食料消費の外部化が進んでいるといえる。また、エンゲル係数も2007年には25.2の値を示しており、1980年代半ばまで、30%台後半であった同係数も急速に低下して、20%台半ばを安定的に推移している日本の数値に近づいている（第1表）。

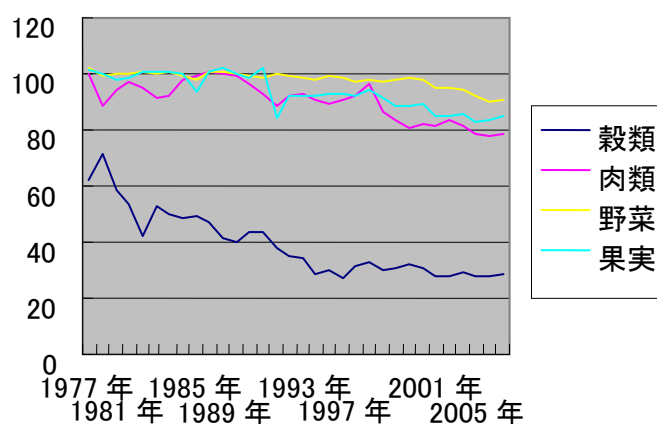
量的にもまた質的にもある程度の水準に達したと見られる韓国の食料消費だが、それに呼応するように消費者のニーズは、さらに質の良い食生活を求めているようである。韓国の最近の農業政策に見られる親環境農業、トレーサビリティ、GAPといった施策の導入は、環境問題、農業生産者問題への対応、食料農産物の規格を国際対応できるものにすること、国際化時代に輸入農産物や国際市場での外国農産物と競争力を持てるようにすることといった側面だけでなく、国内の消費者が、食品に対し良質のもの、安全・安心が保証されたものを需要する傾向が強まっていることが背景にあるといえる。そのような傾向は、とうもろこしを初めとする一部作物での遺伝子組換え農産物の国内市場流入に、最近の消費者がやはり敏感に反応していることから看取できるし、牛肉の輸入に際し、米国産牛肉の中に輸入が禁止されている特定危険部位が混入していたことが発覚し、政権を揺るがすほどの大騒動となった。

（４）農産物需給

日本に典型的に見られる、アジアで工業国化を果たした国の特徴は、当初は、農業部門が工業部門への資源供給の役割を果たし、比較的廉価な労働力により国際競争力のある工業製品を生産するため低農産物価格政策が採られることが多かった。また、農産物輸入は、経済成長を抑制するため、自国での農業生産向上と自給の達成が目標となる。しかし、経済が離陸し成長過程にはいると、国民の生活水準が向上し、食生活もそれに応じて変化し、国内農産物だけでは対応が難しくなり、輸入増加と自給率の低下が始まるといったことが一般的にみられる。韓国の農業と農産物需給もこの変化のパターンをほぼ踏襲しているといえよう。

2008年時点での食品自給率をみると穀物自給率が28.4%、カロリーベースの自給率が48.7%である。穀物自給率の低下の主要な要因は、畜産物消費の増加に伴う飼料作物の輸入増加、小麦の輸入増加といったことによるが、ガット・ウルグアイラウンド締結によるミニマムアクセス米の受け入れによる米の輸入が近年傾向的に増加している。前述した通り、韓国の米消費はかなり高い水準を示してきたが、当初、食生活の向上の中で生産が消費に対応できず、米の増産政策を採ると共に、米の消費抑制政策をあわせて行うことにより需給を均衡させようとした。需要に対応しきれない米穀生産に対し、IR系統の多収穫品種の育種と普及、化学肥料の増投により増産政策が採られた。これは、1970年代のセマウル運動の中で展開された。米穀消費抑制政策としては、行政命令により飲食店での大麦の混食を義務化したりした。多収穫品種は食味が劣るといった問題点もあったが、米自給を達成し、86年頃には混食の義務化も解除された。近年は、ミニマムアクセス米の受け入れと共に完全自給の状態ではなくなり、一方では米の消費量が減少しており、過剰が問題となってきた。小麦と飼料作物の自給率は微々たるものでほとんどを輸入に頼っている。しかし、このことが却って国内製粉産業の強みとなっている。大麦は、国内生産量が急速に縮小しており、90年代に入る頃から輸入が始まり、その後の自給率は50%程度にまで下がり、一時は若干上昇し60%まで回復したが2008年では再び41%に低下している。

他に自給率が低い農産物に豆類と油脂類がある。大豆を初めとして、韓国でも豆類は、飼料よりも食用に供されるが、豆類の消費量は安定的に推移している。大豆について、輸入量が国内生産量を上回ったのは、1979 年からで、現在の自給率は、8.6%である。豆類全体の自給率も 9.3%であり、これらも一時的に自給率を回復していたが 2008 年に低下が見られる。



第2図 韓国の食品別自給率

生鮮食品である野菜と果実の消費量は 2000 年頃まで増えていたが、現在の自給率は、野菜 91.0%，果実 84.8%であり、低下傾向は続いている。共に、自給率が 100%を割ったのは 1980 年代後半である。中国等からの輸入と日本への輸出が共存している品目である。野菜の生産消費については、特定の野菜に偏っている点に特徴がある。キムチ等の伝統的な消費形態の原料となる、はくさい、だいこん、たまねぎ、ねぎ、きゅうりとトマトの生産が多い。果実については、以前は日本と同じくりんとみかんが多かったが、1990 年代後半にみかんの生産量がりんごの生産量を上回り、現在はみかんが一番多く、続いてりんご、なしが拮抗して生産されており、ぶどうはその次になっている。ぶどうは FTA 締結に当たり生産の縮小を想定していた品目であり、離農の促進、農家一戸当り規模拡大の対象となった。

肉類については、自給率は 78.6%を維持しているが、1980 年代後半に完全自給を達成した後、自給率は徐々に低下している。70 年代後半から牛肉について輸入が増加し、80 年代後半に再び国内生産が上昇して再度自給を達成したという推移となる。80 年代後半からの牛肉の輸入増加と自給率の低下は著しく、最近の自給率は一時 36.3%まで低下したが、現在は 47.6%である。鶏肉については、1990 年代前半から自給率 100%を割るようになり、その後自給率は 76.0%まで下がったが現在は 86.4%まで持ち直している。豚肉は、基本的には自給率 100%前後で推移してきたが、現在は、76.5%まで下がっている。豚肉の場合は、輸出農産物であると共に輸入農産物であることが、このような自給率変化の背景にある。特に、韓国では部位別に独特の嗜好があるため、消費者ニーズの強い部位の需要に対応するための輸入が必要であり、一方では、あまり需要されない部位を中心に輸出されている（第2図）。また、米国産牛肉への不信感が

豚肉消費を促進した側面もある。

鶏卵と牛乳については、消費のところで述べたように、1人当たり消費量では日本より小さい数値を示している。自給率では、鶏卵類は大体100%で推移している。牛乳類は1980年代までは100%を越える年もあったが、90年代から低下し始めて現在72.3%である。生乳の輸出実績はないが、練乳、粉乳は輸出入されている。2008年では、練乳は輸出超過、粉乳は輸入超過である。自給率が低下しつつある品目ではあるが、一部には、経済の国際化の中で近隣国への輸出可能性が取りざたされてきた品目である。

水産物では、海藻類が常に100%を大きく越える自給率を保っており、韓国の農林水産物の中で唯一完全自給を達成しているものといえる。魚介類もかつては100%を大きく越える自給率を示す品目であり、輸出品品であったが、近年自給率が急速に低下し、2004年には55.7%まで下がったが、2008年には72.4%まで回復している。漁獲高が減ったことと国内の需要が安定的に増加していることによると考えられる。また、水産物は、輸出と輸入が共存している品目であり、かつては、ほとんど輸出向けに生産されていた品目が、国内の需要増加に対応して国内向けに転換されたものもある。農産物の自給率の低下は、韓国にとっても農政上の重要問題となっており、その回復に対し有効な農業政策があるのか模索しているところである。

（５）おわりに

韓国の食料消費は、基本的パターンとして、他の東アジア諸国と同じく穀物消費を中心とした構造を持ち、経済成長に伴う変化としては、日本のかつての変化と類似の道を歩んできたといえる。一方では、米を中心とした穀物の消費量が比較的多く、最近漸く消費の減少傾向が見られるものの、水準においては日本と比べてまだ大きな数値を示している。

経済成長による所得の増加が食生活を変化させ、食料消費の内容も変わってきたが、それに伴い、国内生産だけでは消費者のニーズに対応しきれなくなり輸入の増加が傾向的に見られるようになった。これは、近隣諸国を含めアジアの新興工業国に一般的に見られる傾向である。現在の世界的な経済の開放体制を目指す潮流もその動きを助長している。また、韓国は、世界市場でも日本に続く農産物の巨大輸入国となりつつある。この点についても世界市場の影響要因として考察の対象となる。

農産物の純輸入国として、今後の国内農業をいかに維持していくかということが韓国農政の課題であり、その一環として、農産物輸出も視野に置いて農政を進めようとしている。その点については、日本を初めとする近隣諸国にとって、韓国の農産物の国内需給の動向は関心の対象となりうる。食料消費の構造と変化のパターンにおいて、日本の経験した変化が、次第に他のアジア諸国においても確認されるようになった。韓国における変化は、ごく近年になってさらに付け加えられた部分があり、さらに今後どのように変化するのかが、現在関心を持たれている事柄である。

3. 稲作をめぐる動向

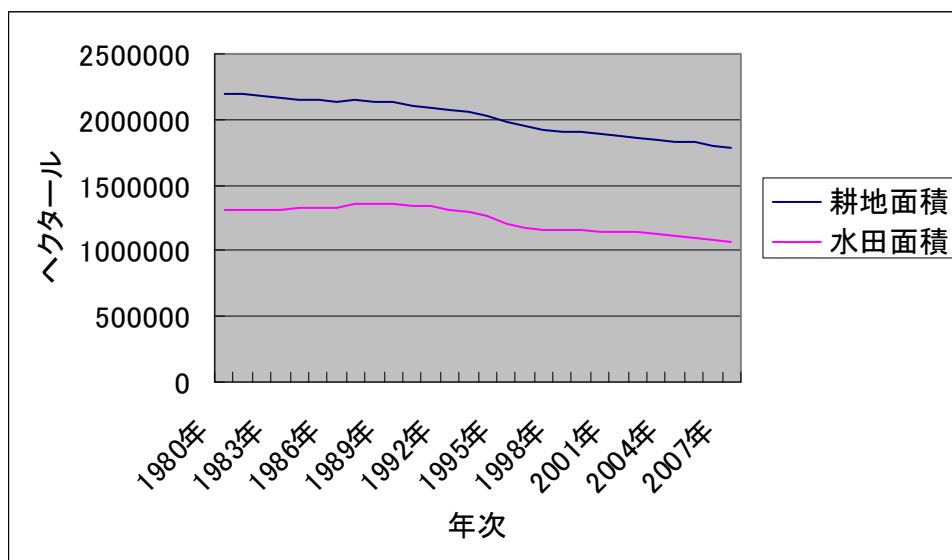
會田陽久

(1) はじめに

韓国は、貿易依存度が高く、GDP に占める貿易の割合が高い。したがって、今後の経済発展は EPA, FTA の推進に負う所が大きいと考えており、自由化の中で農業をいかに維持するかということに腐心している。つまり貿易自由化により現在の経済水準をさらに向上させることを政策目標としている。1990 年代のガット・ウルグアイラウンド交渉の結果、貿易自由化が促進されたが、当時の金泳三政権以降の農業政策は自由化の中でいかに被害を食い止めるかという動きであった。現在の李明博政権下では前政権に引き続き、積極的に EPA, FTA 締結交渉を進めており、農業については厳しい環境の中で適応していくという方向への変化が見られる。ただし、コメは国際交渉上除外品目という立場を堅持している。また、コメは自由化品目から外れており、輸入割当を受け入れている。コメは最も重要な農産品と位置づけられているが、MA 米の増加で現在の自給率は、92.5%となっている。

(2) 稲作農業

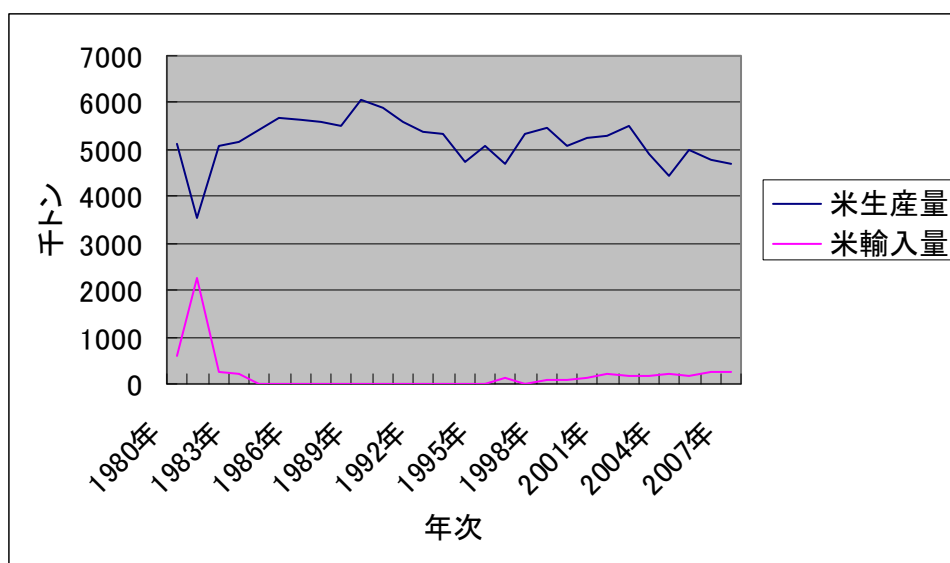
建国以来の農業政策の目標は、わが国の過去の経験と同様にコメの自給達成であった。1 人当たりのコメ消費量の一つのピークであった 1979 年以降、耕地面積は、漸減しているが、UR 締結直後の減少が大きかった。耕地面積が最大であったのは、1968 年であり、国土面積の 23.6%



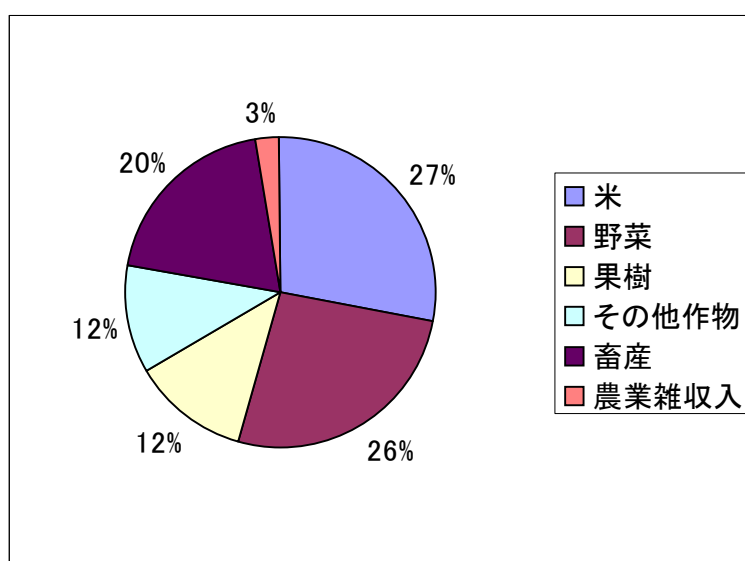
第 1 図 耕地面積の推移

を占めていた。2007 年では、国土面積に占める耕地面積は、17.9%となっている。一方、水田面積については 1980 年代の自由主義農政と位置づけられている時期に農業者がかなり自主的に農業経営を行ったため若干増加傾向を示しているが、その後は耕地面積の減少と併行して漸減している。水田面積が最大となったのは、1988 年で国土面積の 13.7%を占めていた（第 1 図参照）。

コメの自給を達成し、100%国内生産をしていたのは、1984～95 年の期間でそこに至る過程では多収穫品種の開発、導入などもあり、自給達成のための様々な努力がなされた。その後は、交渉結果に基づく割り当て数量の増加に伴い輸入量は上昇を続けている（第 2 図参照）。



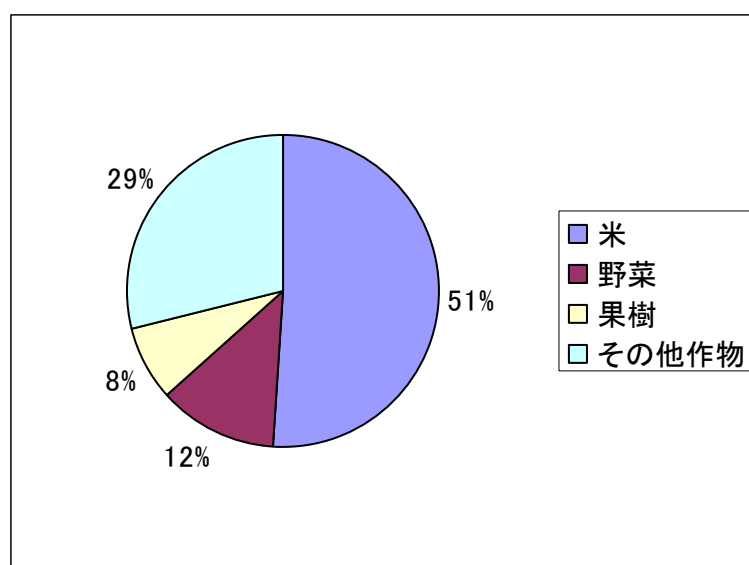
第 2 図 米の生産量と輸入量



第 3 図 農業総収入の内訳 (2007)

稲作が農業総収入に占める割合は、全体の4分の1強であり、最大の収入をもたらしている作目である。また、農業者にとって重要な作目であるという位置づけに変化はない。ただ、1988年当時は、農業収入に占める稲作収入の割合は、61.2%であり、相対的な地位は大きく後退している。野菜と畜産がコメに続いているが、それらに果樹を加えたものが、今後の農業を担う重要作目と考えられている（第3図参照）。

稲作は作付面積では耕地のほぼ半分を占めている。この数値は以前からそれ程大きくは変化していない。前述の通り1988年に水田面積は最大となっているが、この年でも作付面積に占めるコメの割合は、49.8%であった。また、耕地面積に占める水田の割合は60%程度で安定している。2007年の割合は、60.1%であり、1988年では63.5%を占めていた（第4図参照）。



第4図 作付面積の構成比（2007）

水田面積は1988年の135万8千ヘクタールから2007年の107万ヘクタールまで28万8千ヘクタール、割合でいうと21%程度減少している。水田面積の減少部分に占める休耕地の割合は、2007年を見ると7%程度である。ここ数年の変化をでは、2002～4年が、5%程度、2005年が7%、2006年が3%というように推移している。2006年は、水田の減少面積が突出して大きかった年であり、休耕地の面積は、毎年少しずつ増加しているというのが現状である。また、増加面積を差し引いた純減少面積に占める割合は10.5%である。水田の減少面積の転用先としては、最大のものは田畑転換であるが、増加面積は、ほとんどが逆の転換面積である。2007年では、転換で水田面積が、1万2,600ヘクタール減少し、5,500ヘクタール増加している。それ以外では減少面積は建築物、公共施設に多く転用されている。2007年で建築物が20.1%、公共施設が9.6%を占めている。

稲作農業を維持していく一方で、農業人口の減少、高齢化、農業生産の相対的縮小は不可避免と考えられており、自由化による輸入増加はそれを補う方策の一つとして位置づけられている。

(3) 消費と需給

1) 消費

「食品需給表」のデータを見ると、コメの消費量はわが国に比べて多く、朝鮮戦争の混乱から回復し消費量が最大となったのは、1979年で1人1年当たり136kgであった。一方、わが国で戦後の回復で最高値に達したのは、62年の118kgであった。2007年では、82.8kgまで減少しているが、わが国の過去の変化で見ると1977、78年当時の水準に近い。

コメの消費量が多いことと並んで穀物消費量もわが国に比較して多いが、漸減傾向は続いている。2007年現在で、供給熱量に占める穀物の割合はまだ50%程度を維持している。コメは日韓両国において、主食と位置づけられており、共に消費量が最も多かった時点では、供給量のほぼ50%はコメに依っていた（第1、2表参照）。

第1表 食料消費に占める米の位置(2007)(1人1日当)

	韓国(供給熱量)	日本(供給熱量)
米	843.84kcal(28.4%)	596.9kcal(23.4%)
その他穀物	642.82kcal(21.7%)	338.2kcal(13.3%)
肉類	223.35kcal(7.7%)	164.9kcal(6.5%)
魚介類	110.41kcal(3.7%)	126.4kcal(5.0%)
その他	1146.26kcal(38.6%)	1324.9kcal(51.9%)
合計	2966.68kcal	2551.3kcal

資料：韓国『食品需給表』(農村経済研究院)

日本『食料需給表』(農林水産省)

第2表 食料消費に占める米の位置(1人1日当)

	韓 国		日 本	
年度	1979年	2007年	1962年	2007年
米の供給熱量	1266.56kcal(48.7%)	843.84kcal(28.49%)	1137.4kcal(47.9%)	596.9kcal(23.4%)
総供給熱量	2598.73kcal	2966.68kcal	2372.5kcal	2551.3kcal
米の供給たんぱく質	24.21g(31.8%)	14.52g(14.6%)	20.1g(27.8%)	10.2g(12.4%)
総供給たんぱく質	76.23g	99.67g	72.4g	82.3g

資料：韓国『食品需給表』(農村経済研究院)

日本『食料需給表』(農林水産省)

食料消費の内容は、コメ、穀物消費の減少に伴い変化し続けている。熱量消費は、2000年頃まで増加を続けてきたが、今世紀に入り横ばい状況になっている。この点では、1970年代に入ってから顕著な伸びを見せていないわが国の食料消費とは対照的である。

コメを除く穀物、豆類、油脂の自給率は低いが、全般にわが国に比べて自給率は若干高い水準を維持している。コメの自給率は自給を達成した1985年以降もかなり上下動が見られ MA

米が定着した今世紀では 90% 台の自給率で推移している。全体の自給率は漸減傾向を示している。

最近のコメ消費の状況を統計庁の資料から見ると、国民 1 人当たりの消費量は、2000 年以降、年平均約 2% 程度の減少を示しており 2008 年には、75.8kg まで減少している。この 10 年で 1 人当たり年間に 23.4kg のコメを食べなくなっていることを表しているが、所得の上昇による肉類の消費増加とコメに代わって穀物加工品の消費が増加したことなどの結果である。食生活の多様化も進んでいるが、伝統的な大家族が減少し、単身世帯や共働き世帯が増加しているため、コメに代わって家事労働が少なくて済む食パン、もち、そば、ラーメン、即席飯、シリアル等の消費が増加しており、米の消費は持続的に減少している。また、酒を含めた米加工食品の原料は、国産米ではなく中国産をはじめとする輸入米が多くを占めている。

韓国の 1 人当たり年間コメ消費量は、日本の 61.4kg (2007 年)、台湾の 47.5kg (2007 年) に比較するとまだ多いが、この 3 カ国の中でコメ消費の減少速度は最も速い。最近 10 年間の減少率は、年平均 2.3kg (2.4% の減少率) であるのに対し、日本は 0.4kg (0.6%)、台湾は 1.0kg (1.8%) である。

2) 需給

韓国の農産物市場は、1990 年代の貿易自由化と農業構造改善政策により、農産物の供給量が増え、一方では価格が低迷したため、家族経営の重視や所得政策の振興によって対応してきたが、最近になって、コメ市場は構造的な供給過剰状態になっている。コメ生産は安定的であり、消費は前述したとおり、減少傾向にあり、在庫量が増加している。さらに、義務輸入量 (MMA) が増えていることもその原因となっている。

2000 年以降の統計数値を見ると、糧穀年度 (11 月 1 日から翌年の 10 月 31 日まで) を基準にして、稲の栽培面積は、年平均 1% 内外で緩慢に減少しており、2009 年に 92 万 4 千ヘクタールになっている。2001 年に水田農業直接支払い制が導入されて、2005 年には、米所得補填直接支払い制へと改編されながら稲作所得が安定的になり栽培面積の減少が鈍化していると判断できる。

10a 当たりの収量も安定的に増加している。単収 500kg 以上の奨励品種が普及しており、栽培技術も向上しているからである。2009 年の 10a 当たり収量は、534kg であり、近年の平年作 496kg を 38kg 程上回っており、生産量統計を作成してからの最高値を記録している。これについての統計庁の見解は、稲の穀粒が形成される時期 (7 月中) に長雨があったが、以後、収穫期まで生育全般にわたって、気象条件が良好で、1 株当たりの穂数が増加しただけでなく穀粒の実入りが良かったということである。また、昨年に続いて台風の被害がほとんど無かったことも影響している。

このように生産の安定と輸入米の増加による供給量の増加と一方では、需要の減少傾向が続く中で供給が超過するという状況が継続している。

（４）貿易政策

コメについては、WTO 交渉では、一貫して関税化を避けており、EPA、FTA 交渉においては、交渉自体は積極的に進めている中で、コメは常に自由化の除外品目として位置づけている。ウルグアイラウンドの結果、韓国はコメについては開発途上国の立場を確保したが、コメの関税化を猶予される代わりに、義務輸入量（MMA）を増加させてきた。また、2004 年の交渉では関税化猶予を 2014 年まで延長したが、一般食用米の輸入を許容し、その輸入数量は毎年少しずつ増加している。2010 年には、MMA 米 32 万 7 千トンと一般食用米 9 万 8 千トンを輸入することとなった。

2004 年の交渉での関税化猶予の 14 年までの延長の対価として、義務輸入量を 2005 年の 22 万 5,575 トンから 14 年には基準年度(1986～88 年)のコメ消費量の 7.966%に当たる 40 万 8,700 トンを輸入することで合意している。輸入量の一部は一般食用米として流通される。輸入量に占める一般食用米の比重は、2005 年の 10%から 14 年には 30%まで増加されることになっている。また、関税猶予期間中に関税化へと転ずる権限は韓国にある。

2004 年に関税化よりも関税化猶予を選択したのは、カンクン閣僚会議決裂など DDA 農業交渉が 2～3 年遅延する可能性が大きかったからと考えられる。また、DDA 農業交渉は実質的な市場接近の改善を標榜しており、韓国の農業に大きな負担になるものと予想されている。このような危険を回避するためにも関税化の猶予措置を選択したようである。

最近の対外与件は急激に変化しており、DDA 農業交渉が遅延されていて、仮に妥結されても当初の目標であった実質的な市場接近機会の拡大から大きく後退すると予想されている。コメが開発途上国特別品目の待遇を受けるなら、関税の削減と関税割当（TRQ）の増量が無く、先進国センシティブ品目として分類されると関税が 46.7%削減されるが、TRQ は 3.5%だけ増量される可能性が高い。韓国は、現在、自国がどういう待遇を受けるかということと、国際コメ価格、為替レートの変化の可能性などをシミュレーションしながら関税化猶予の延長と関税化との選択を検討している。

4. 農産物輸出振興政策

會田陽久

(1) はじめに

韓国の農産物輸出振興政策は「100 億ドル農食品輸出」というスローガンで行われている。

農食品輸出の意義としては、今後とも国内の生産基盤を維持し、農家所得を向上させると言えることがある。次に、農食品を国際的に通用する水準へと品質を高める事が挙げられる。それにより輸入農産物に対し効果的な防衛ができると考えられている。輸出金額を高めることは国民経済にとってもプラスとなるといったことも政策振興の理由となっている。

韓国の輸出拡大の可能性が高い農畜産物の国際的な交易規模は韓国の生産量の5～18倍になるという点に着目し輸出規模の拡大を図っている。りんごと鶏肉の交易規模は韓国の生産量の18倍に至り、トマトと豚肉は各々12倍と10倍になっている。最も大きい市場は欧州であるが、EU加盟国間の交易が大きいと韓国は輸出増大の可能性は市場規模ほど大きくないと見ている。一方、ロシア市場は、果実、野菜、肉類等、韓国の輸出潜在力が大きい市場である。また、韓国の農産物輸出マーケティングは輸出市場としての潜在力が大きいアジアと北米、ロシア市場を集中的に対象にしようとしている。価格競争力問題を克服し、潜在輸出市場で韓国の農産物を選好する消費階層を作り出すために地理的利点、品質と品種の違いを利用したマーケティングが必要と考えられている。

(2) 農食品輸出支援

1) 中央政府

現在の農食品輸出支援は農林水産食品部と農水産物流通公社等で構成された中央政府の輸出支援事業と個別地方自治体で行われている支援事業とがある。農林水産食品部と農水産物流通公社で運営している輸出支援事業は、海外市場開拓事業、農産物販売促進事業、輸出政策資金支援に分けられる。輸出支援政策は、1990年代中盤から積極的に推進されている。

輸出支援事業の規模は、1995年から2008年の間では、年平均10.4%の割合で増加している。事業別に見ると、同期間で農産物販売促進事業が年平均23.2%で増加し、海外市場開拓事業が年平均18.4%、輸出政策資金支援が年平均9.7%で増加している。ただし、輸出政策支援資金は、2008年時点で、4,026億ウォンであり、海外市場開拓事業の198億ウォン、農産物販売促進事業の327億ウォンに比較して元々の事業規模は、格段に大きい。

(i) 海外市場開拓事業

海外市場開拓事業の内訳を見ると農食品輸出基盤造成事業、輸出成長動力拡充事業、海外マーケティング事業からなっている。2009年予算は、対前年比22.5%増加した、242億6千万ウ

オンであり、1995 年～2008 年の年平均増加率を上回っている。海外市場開拓事業の中の輸出基盤造成事業には、輸出先導組織及び専門家育成事業、輸出安全性管理、海外情報インフラ事業等が含まれる。2009 年の輸出基盤造成事業の予算は、40 億 6 千万ウォンであり、対前年比で 73%増加した。輸出基盤事業の中で、輸出先導組織育成は、2009 年基準で、パプリカ、なし、キムチ、ゆり、柚子茶、みかん、エリンギ、いちご、甘柿、バラの 10 品目を対象としている。また、対象とする組織は 13 にのぼる。この事業は、事業費の一部を支援するだけではなく、品質改善、品質管理、物流改善、組織化・運営管理等というように全般にわたって体系的な支援をめざすものである。

支援の規模は、初年度である 2009 年には、組織体当たり 1 億 5 千万ウォン、次年度には 1 億 2 千万ウォン、最終年度には 1 億ウォンをととなっている。輸出先導組織としての資格を維持するためには、2009 年輸出目標量の 50%以上を輸出しなければならず、栽培実行面積としては、2009 年末基準で当該年度の目標契約面積の 90%以上を維持しなければならない。

輸出成長動力拡充事業は、食材料輸出活性化事業、輸出有望品目育成事業、共同ブランド管理運営、及び品目別共同マーケティング事業に分けられる。輸出成長動力拡充事業の予算は、2009 年に食材料輸出活性化事業が新規に加えられ、対前年比で 101%増加した 56 億ウォンとなった。一方で、輸出有望品目育成事業は対前年比で 22%減少した。

海外マーケティング事業は、国際博覧会への参加支援、新規市場進出支援、輸出広報を含んでいる。2009 年の海外マーケティング事業予算は、前年に比べて 59 百万ウォン減少した 146 億ウォンであった。各事業別に見ると国際博覧会参加支援が、16 億 9 千万ウォン、海外販促支援が 8 億 7 千万ウォン増加したが、主要国家農特産物博覧会事業がなくなったため輸出広報マーケティング事業が 15 億 5 千万ウォン減少した。海外販促事業はこの間、指摘されていた中央政府と地方自治体との間での重複問題があったが、規模を拡大し統合化することにより両者の連携を図るようになった。

(ii) 農畜産物販売促進事業

農畜産物販売促進事業は、輸出物流費の支援、為替変動保険加入支援、輸出農産物検疫支援の各事業で構成されている。2009 年の農畜産物販売促進事業予算は、前年より 17.1%増加した 382 億 8 千万ウォンであった。

物流費の支援対象は、登録申請日を基準に過去 1 年以内の輸出実績が 20 万ドル以上である法人、あるいは個人である。単一の輸出品を扱う輸出組織は 15 万ドル以上の実績が必要で、園芸専門生産団地等の輸出農産物生産者を対象としている。物流費支援額は、輸出物量と品目別国家別支援単価をかけて、算出する。品目別支援単価は、標準物流費の 20%と国内運送起点によった追加支援を足して計算する。

支援限度を見ると、輸出事例別の支援額は輸出金額 (FOB) の 20%を超過しない。単一輸出品では、輸出企業別の支援限度額は該当輸出品についての年間申請総額の 30%を超えない。それ以外に園芸専門生産団地、共同ブランド (フィモリ)、輸出先導組織、新市場開拓等に対してのインセンティブとして物流費支援が役割を果たしている。物流費支援については、今後の

DDA 交渉の結果として予想される輸出物流費の縮減、または撤廃に対応して、輸出企業と生産農家の体力強化によって基本物流費の支援水準を段階的に縮小していく計画である。

(iii) 輸出政策資金支援

輸出政策資金支援は、2008 年基準で支援事業全体予算の 88%を占めている。また、支援は融資という形で進められている。輸出支援事業の内、農食品輸出企業が輸出するための原料や附属資材の購入、貯蔵、加工といった目的のための輸出企業運営活性化資金支援が、予算全体の 60.8%を占めており、最も比重が大きい。それ以外の資金支援には、輸出事業者支援、施設現代化資金支援、水産物資金支援がある。資金支援は、利子率を年 4%（生産者、生産者団体では年 3%）で融資しており、貸出額の 50%以上を輸出する義務が付加される。

2) 地方自治体の輸出支援

(i) 自治体の農食品輸出支援事業

最近では、中央政府だけでなく地方自治体でも輸出支援事業が活発になされている。地方自治体ごとに若干の差異はあるが、おおむね、輸出農業者や団体を対象にした、輸出教育及びコンサルティング、輸出団地支援及び経営支援事業、海外市場開拓及びマーケティング事業、そして物流費支援及び対内、対外向けの品質認定事業等に区分される。

中央政府の輸出支援事業と比較すると規模は小さいが類似した事業を各自治体が同じように推進している。地方自治体の輸出支援事業では、大体、輸出農産物生産基盤造成と物流費支援が最も高い比重を占めている。

地方自治体の輸出支援事業の中で、輸出教育及びコンサルティング事業は、生産、流通、輸出の各段階での隘路といえる事項の解決と段階別の指導、教育を意味している。また、農水産物流通公社の協力を得て施行する場合が多い。慶尚北道の場合は、輸出団地へのコンサルティングを年 25 回開催し、全羅北道では、大学の貿易学科の学生と産学が密着した食品輸出サービスを支援することにして 5 千万ウォンの予算を割り当てている。

輸出団地支援及び経営支援事業には、輸出専門団地または地域特化農産物生産団地造成、農産物流通基盤の構築、輸出農産物加工工場の現代化等の生産及び輸出基盤造成事業と輸出包装材支援や包装デザイン開発費支援等がある。

自治体別に輸出農産物生産団地支援を見ると、慶尚南道が近年、生産基盤造成事業として 171 億ウォンの予算を策定しており、他の自治体では 10～20 億ウォンの予算を輸出団地育成及び優秀経営体施設現代化等の名目で配分している。

海外市場開拓及びマーケティング支援事業には、国内外の輸出情報及び広報、海外の輸入業者の招請及び輸出相談、国際博覧会、農食品の販促、海外市場開拓団の派遣等がある。京畿道は国際博覧会参加と海外販促支援金とに 3 億 4 千万ウォンを支出している。済州道は輸出マーケティングに 1 億 4 千万ウォンを支援しているが、多くの地方自治体が 1～2 億ウォン程度の資金を支援している。

物流費支援及び品質認定支援事業は、輸出物流費支援と海外での品質認定に必要とされる諸

経費を支援するものである。輸出物流費支援は、自治体により違いが大きいですが、忠清南道は 34 億ウォン、済州道は 17 億ウォン、全羅北道は 16 億ウォンを支援しており、それ以外の自治体は、10 億ウォン内外の物流費あるいは輸出奨励金を支援している。

（３）政府による農食品輸出支援制度の改善

政府は、農食品輸出の安定的な成長傾向を維持するために 2008 年に農食品輸出支援制度を改編して、それを推進している。以下のような改善事業がある。

１）輸出農食品公正取引申告制度の運営

海外市場での低価格輸出等、輸出秩序を乱す行為をなくし、公正な取引秩序を確立し、円滑に安定的な輸出基盤を構築するために導入された制度である。制度の適用を受けるのは、政府から輸出物流費の支援を受けている輸出企業または、農家である。輸出物流費支援を受けている輸出主体が、海外市場でダンピングにより韓国産商品のイメージをダウンさせたり、市場秩序を乱す行為を行った時適用される。期間を決めて支援を中止するという制裁がある。

２）系列化した輸出専門組織の育成及び支援

2007 年で農食品輸出企業は 3,900 あまりあるが、このうち物流費支援を受けている企業は、253 に過ぎない。大部分が小規模零細企業であり、国外、国内で過当競争を行っているという産業構造である。輸出企業の内、契約栽培を行っているのは半分以下であり、自身で品質管理している企業は 6.5%に過ぎない。

そのような現状から、生産から輸出まで一貫した系列化された輸出専門組織が育成される必要があり、系列化された企業に対しては標準物流費の 30%を、優秀組織については標準物流費の 5%をインセンティブとして与えると共に各種政策事業の対象としている。

３）農食品輸出保険制度の改善

既存の農水産物輸出保険はあるが、必ずしも利用率が高くないため、最近の為替レート変動等の輸出与件変化に備えた輸出保険が作られ加入が勧められている。

４）輸出農産物残留農薬検査費の支援拡大

最近、農食品の安全性問題が国の内外を問わず重要なものとなっているので、生鮮野菜と果実類等について残留農薬検査費用が支援されるようになっている。

5) 輸出政策資金（運営活性化支援）割り当て限度の拡大

今まで、5 つにわかれていた輸出政策資金支援を運営活性化資金支援として統合し、割り当て限度を前年度輸出実績の 2 倍まで拡大した。主な変更内容は、統合と割り当て限度の拡大に加え、輸出が多くなされる有望品目を生産する企業が割り当てを多く受けられるように制度が改善されたことである。

6) 地方自治体農食品販促行事の効率化

各自治体で海外販促事業を推進しており、それが、農水産物流通公社の市場開拓事業と類似している。時期と地域が重複して非効率となる傾向がある。そこで、各自治体の事業を連携させることにより販促行事の大規模化と効率化が図られるようになった。

その他の改善事項としては、輸出農産物共同ブランド（フィモリ）制度の改善、輸出農食品の安全性確保のための安全性協議会の常設化、対日生鮮農産物輸出関連の PLS（日本の農薬許容基準、ポジティブリストシステム）適用対象の拡大等が主要な内容としてあげられる。

また、韓国の農食品輸出に係わる問題点としては、農食品輸出に占める生鮮食品の比重が低いこと、生産者が、国内価格の水準を見て輸出契約を破棄してしまう場合があること、輸出物量の拡大により、国内需給が不安視される場合があること、中央政府と地方自治体の農食品輸出支援が重複すること、中長期的な観点で輸出支援がなされなければいけないのに短期的な成果にとらわれること等が挙げられている。

(4) まとめ

かつて、工業化が進展する前の韓国では、貿易額も小さく、そこに占める農食品輸出額の比重は大きかった（1971 年では、26.7%であった）。工業化が進展し、農食品の純輸入国として定着した韓国で、規模としては小さいが、農食品の輸出促進政策がとられている。前述した諸項目が、その対応策であり、改善が進められた点である。

目標は、2012 年までに農食品の輸出額を 100 億ドルまでに増やすというものであるが、2009 年での達成額は、48 億ドルあまりである。全貿易額に占める比重は 1.3%に過ぎない。輸出先は、以前は日本に偏重していたが、次第に多角化が進んでいる。効果という点で、疑問視する向きもあるが、韓国農業の将来へ向けた対応策の一つであるということは認められる。

〔参考文献〕

- 〔1〕 韓国農林水産食品部（2008）『農林水産食品統計年報』，韓国農林水産食品部。
- 〔2〕 韓国農林水産食品部（2009）『農漁業・農漁村及び食品産業に関する年次報告書』，韓国農林水産食品部。
- 〔3〕 韓国農村経済研究院（2009）『農業展望』，韓国農村経済研究院。
- 〔4〕 韓国農村経済研究院（2010）『農業展望』，韓国農村経済研究院。
- 〔5〕 韓国農村経済研究院（2009）『農食品輸出増大戦略』，韓国農村経済研究院。
- 〔6〕 韓国農村経済研究院（2008）『食品需給表』，韓国農村経済研究院。
- 〔7〕 韓国統計庁（2008）『韓国統計年鑑』，韓国統計庁。

5. 韓国の農林水産分野における緑の成長戦略 ―親環境農業を中心として―

樋口倫生

(1) はじめに

2008年8月に、韓国の李明博大統領は、63周年光復節及び60周年記念辞のなかで、緑の成長⁽¹⁾は、漢江の奇跡に続いて、朝鮮半島で奇跡を生み出す未来戦略であるとした。また温室効果ガスや環境汚染を削減する持続可能な成長であって、新たな成長エンジンとなり、雇用を創出する新国家発展パラダイムであると強調した。このように、現政権は、低炭素化を通じた緑の成長を新しい成長戦略の軸とし、経済成長の実現を目指している。つまりグリーン成長の目的は、炭素排出量の削減ばかりでなく、低炭素化を契機として、経済の量的な成長を実現させることにもおかれている。

いうまでもなくこの政策は、農林水産分野に対しても、等しく適用されるものである。そこで本稿では、農林水産業部門の緑の成長戦略について、特に、経済成長へ大きな貢献が期待されている親環境農業に焦点を当て、その内容を把握する。また併せて、親環境農業政策の歴史的展開と現状に関して説明を加え、今後の課題を探りたい。

(2) 農林水産業での緑の成長

1) 緑の成長を推進する背景

なぜ農林水産分野で、緑の成長を推進する必要があるのだろうか？ この点については、農林水産食品部緑の成長政策官（2009）に詳しく述べられており、いくつかの憂慮が背景となっている。まず地球温暖化が進むなかで、干害、洪水、山火事、雪崩などの気象被害が頻発しており、温暖化が農林水産業に対しても大きなリスク要因として作用するようになったことが挙げられている。また農林水産業が依存するエネルギーの大部分は石油であり、このため国際石油価格の変動で、生産費上昇などの直接的な悪影響を受けうることも言及されている。

その他にも、韓国の農業は、化学肥料、農薬を多量に投入する環境高負荷産業であり⁽²⁾、現在、投入量を減少させる親環境農業を支援しているとはいえ、全体に占める比率は非常に低い水準⁽³⁾であると記述されている。さらに農林水産業の炭素集約度⁽⁴⁾が2.457と、製造業・建築業のそれ（1.599）よりも格段に大きい点、食品の安全性や原産地に対する消費者の関心が高まっているが生産者側の対応が十分でない点、などが指摘されている。

韓国政府は、以上のような危惧が背景となって、持続可能な農業に転換する必要性があると認識し、緑の成長政策を推進するようになったといえる。

2) ビジョンと目標

本小節では、緑の成長戦略のビジョンや目標をみていこう。ビジョンとして掲げられているのは、「国民の幸福と国家の繁栄を先導する農林漁業・農山漁村」であり、このビジョンを現実のものとするため、「二酸化炭素排出量の削減」「生物燃料の供給比重の引き上げ（2007年6.6%から2020年15.7%）」「親環境農産物比重の向上（2007年3.0%から2020年に15%）」という三つの大きな目標が立てられている。このような目標を達成させるべく、3大戦略、9大推進課題を設定し、これに対応させて50の実践プロジェクトを活用することになっている。

3大戦略は、「低投入・高効率の緑の産業化」、「自然資源の持続可能な利用・管理」、「国民健康増進と国の品格向上」からなり、この戦略に照応する9大推進課題は、「緑の産業化」では、①バイオマスエネルギー化の促進、②緑の技術・装備の普及拡大、③気候変化への対応力強化、である。

「持続可能な利用・管理」に関しては、④農山漁村の活力増進、⑤炭素吸収、グリーン空間の拡大、⑥高付加価値生命産業の育成であり、「品格向上」では、⑦親環境農業基盤の拡充、⑧低炭素国家食品システムの構築、⑨緑の生活実践の拡散、である。また3大戦略に対する総投融資額は5年間（2009～13年）に24兆ウォン強で（第1表）、「緑の産業化」と「持続可能な利用・管理」にそれぞれ10兆ウォン、「品格向上」に3.7兆ウォンを配分する計画である。

本稿では、9つ推進課題のなかで今後農業の生産性向上に大きく寄与すると期待される⑦新環境農業基盤の拡充に関心があり、次にこの部分に焦点を当てて説明を行う。

第1表 緑の成長戦略における投融資計画 (億ウォン)

推進課題	2009年	2010	2011	2012	2013	合計
低投入・高効率の緑の産業化						
① バイオマスエネルギー化促進	8493	6956	5633	5786	5964	32832
② グリーン技術・装備普及拡大	466	1760	6220	9390	3791	21626
③ 気候変化への対応力強化	7294	8312	9951	10713	11818	48087
小計	16253	17027	21803	25889	21573	102545
自然資源の持続可能な利用・管理						
④ 農山漁村の活力増進	12192	13474	23354	24469	13534	87023
⑤ 炭素吸収、グリーン空間拡大	2500	2355	1815	1844	1680	10194
⑥ 高付加価値生命産業の育成	820	947	1404	1541	1536	6248
小計	15512	16776	26573	27854	16750	103464
国民健康増進と国の品格向上						
⑦ 親環境農業基盤の拡充	3551	5324	5879	5883	5885	26522
⑧ 低炭素国家食品システム構築	633	1503	2563	2917	2217	9833
⑨ 緑の生活実践の拡散	45	67	81	87	95	375
小計	4229	6894	8523	8887	8197	36730
合計	35994	40697	56899	62629	46520	242739

出所：農林水産食品部緑の成長政策官（2009）p.29.

3) 緑の成長戦略における親環境農業

3 大戦略でみたように、国民の健康を増進させ、国の品格を向上させるための手段の一つとして、「親環境農業基盤の拡充」が用意されており、これに対する投資は（第1表）、2009～13年に全体比が11%になる2兆6522億ウォンとなっている。

具体的な数値目標は、2013年までに親環境農産物が全体農産物生産に占める比率を10%にまで拡大させ⁽⁵⁾、2020年までに微生物や天敵を用いた生物農薬の製造などからなる親環境産業規模を5倍にするというものである。2007年の市場規模（微生物農薬が120億ウォン、天敵農薬が200億ウォン）から計算すると、2020年に、それぞれ、600億ウォン、1000億ウォンまで引き上げることになる。

以上の親環境農業に関わる計画は、さらに5つに分けて小課題が設定されており、①親環境農業地区、広域親環境農業団地などの親環境農産物生産基盤の拡充（2008～12年）、②親環境農畜産物の流通拡大及び有機加工食品認証の強化、③生物農薬（天敵など）、有機質肥料などの親環境農産物育成、④親環境海面養殖団地の造成及び漁具などの資材産業の育成、⑤冬期の遊休農地、河川敷などに食糧・食料作物栽培、土地利用の効率性向上など、第二の緑の革命を持続推進、とある。

各小課題に対しても、数値目標が設けられており、①の親環境農産物生産基盤の拡充では、10ha規模の村単位親環境農業地区を1,092カ所、1,000ha規模の広域親環境団地を50カ所造成するとある。②では、2009～2012年に240億ウォンを費やして首都圏に「親環境農産物総合物流センター」を造り、親環境農産物に対する消費地の売り場を、2009年の10カ所から2017年に200カ所まで拡大することになっている。

③については、生物農薬市場の拡大を図るため、生物農薬による防除面積を2012年に3,000haまで拡大し、R&D支援額を88億ウォン（2009～2012年）にする計画である。また有機質肥料、土壌改良剤への支援を通じて、有機質肥料は、2008年の200万トンから2012年に250万トンまで、土壌改良剤は、2008年の49万トンから12年に65万トンまで増加させることにしている。

④の海面養殖団地に関しては、漁場栽培地を通じて、親環境養殖団地のモデルを造成（2012年までに30カ所）、沿近海の網仕切り漁場352ha（総免許面積の30%）を外海に移設し、生分解性高分子合成樹脂を利用した親環境漁具開発・普及させるとある。

⑤の第二の緑の革命を持続推進することに対しては、国産小麦は、契約生産などの安定的な需要拡大を通じて、2017年までに自給率を10%（2009年では0.9%）にまで引き上げ、青麦などの飼料作物は、貯蔵牧草（silage）製造費、機械・装備購入費の支援を通して、栽培面積を2008年の11万8千haから12年に26万haまで拡大させることにしている。

以上で、緑の成長戦略において期待される親環境農業の貢献をみた。次節以降で、緑の成長戦略につながる、これまでの韓国政府の親環境農業に対する取組を詳述しよう。

（３）環境保全型農業

１）環境保全型農業への取組

韓国の環境保全型農業は、1970年代後半に、「政農会」，「有機農業環境研究会」などの民間団体が主導し、一種の宗教的信仰運動として一部の農家によってはじめられた。この時期には、「緑の革命」を通じて、いかにして増産させるかが政府の主要な関心事であったため、政策として環境農業の育成が採用されることはなかった。しかし多投入・化学農法による被害を憂慮する、あるいは実際に経験した生産者が自発的にこのような農業に取り組んでいった（鄭（2005），金（2004），農林部（1997, p.166））。

韓国政府が環境農業の促進に本格的に力を入れはじめるのは1990年代に入ってからである。1991年に農林水産部内に有機農業発展企画団を設置し、1993年には国立農産物検査所で有機農産物品質認証制を実施、さらに翌1994年に農林水産部内に環境農業育成支援業務を担う環境農業課を設置した（第2表）。こうした一連の流れのなかで、1996年に、「21世紀に向かう農林水産環境政策」が発表され、1996年から2010年までを三段階に分けて各期間での目標が設定された。1997年には、「環境農業育成法」を制定し、2001年にそれを、新たに「親環境農業育成法」と改称・改正した。

2001年の改正時に、農産物品質認証事業が「親環境農業育成法」を根拠とした親環境農産物認証制度になった。この点には、それまでの農産物品質認証事業において、品質認証の根拠は「農産物品質管理法」、品質表示の根拠は「環境農業育成法」であったことで、消費者や生産者に無用の混乱をきたしていたため、この解消を狙って統一された経緯がある（糸山（2006））。

では以上で述べたように、1990年代に入り韓国政府が環境農業に積極的に取り組むようになった背景はどのようなものであったのだろうか？考えられる一つとして、農産物の貿易自由化の進展を挙げることができる。WTO体制下で急速に貿易が開放されるなかで、規模の拡大による効率性向上が困難な中小農に、安全な農産物という高付加価値生産物をつくらせて、輸入農産物に対抗させる、という意図があったと思われる（農林部、1996, p.167）。

親環境農業を実践する目的に、環境保全ばかりでなく、安全な食品の提供による競争力の向上ということが含まれているという点は、「農業生産の持続性確保と消費変化などの条件変化に応じ、国際貿易環境変化などに能動的に対応しながら、国産農産物の競争力向上と所得安定のために、親環境農業を積極的に育成する必要がある」と農林部親環境農業政策課（2006b p.2）で述べられていることや、親環境農業の定義で（親環境農業育成法 2009年改訂・施行、第2条）、「合成農薬、化学肥料、抗生・抗菌剤など化学資材を使わないか、最小量で生産し、農業生態系と環境を維持、保全しながら、安全な農産物を生産する農業」とあることから明らかである。

第2表 韓国における環境農業政策の展開

年	環境農業に関わる施策	認証・直接支払制度
1990		
1991	有機農業発展企画団設置	
1992		
1993		有機，無農薬栽培農産物の品質 認証制実施
1994	農林部に環境農業課を新設	
1995		
1996	「21 世紀に向かう農林水産環境政策」 の樹立。	低農薬栽培農産物の品質認証制 実施
1997	環境農業育成法制定(1998 年施行)	
1998		有機農産物加工品の品質認証制 実施
1999		親環境農業直接支払
2000	親環境農業育成 5 ヶ年(2001～2005 年) 計画樹立	
2001	親環境農業育成法（一部改正，施行）	水田農業直接支払
2002		コメ所得補填直接支払 ¹⁾
2003		
2004	親環境農業育成と農産物安全性確保 対策発表	親環境畜産直接支払制モデル事 業（～2006）
2005		（統合された）コメ所得補填直 接支払 ²⁾
2006	親環境農業育成 5 ヶ年(2006～2010 年) 計画樹立	
2007		
2008		
2009	低炭素緑の成長推進戦略公表	親環境安全畜産直接支払

出所：筆者作成。

註 1) 環境に直接関わる制度ではない。実際の補填実績はなかった。

2) コメ所得補填直接支払は変動直接支払金に，水田農業直接支払制は固定直接支払金に変更された（農林部，2005 p.344）。

2) 計画目標

韓国政府が、環境保全と安全な食品の供給のどちらを重視したかは、必ずしも、明確ではない。しかしいずれにしても、1990年代以降、親環境農業を強力に推し進め⁽⁶⁾、今回公表された緑の成長戦略で、その拡充を中心課題の一つと位置づけた。

政府による計画は、緑の成長戦略以外にも、これまで親環境農業育成5ヵ年計画(2001～2005年)、親環境農業育成と農産物安全性確保対策、親環境農業育成5ヵ年(2006～2010)計画と、3度発表されている。

そこで言及されている目標値を確認すると、親環境農業育成5ヵ年計画(2001～2005年)では(第3表)、化学肥料投入を1999年の84.2万トンから2005年に58.9万トンへと30%減少させ、農薬も、1999年の2.5万トンから30%削減させて2005年に1.75万トンにすることになっている。また土地投入、つまり栽培面積に関しては(農林部 2001 p.30)、1万ha(1999年)から49万ha(2002年)に、そして最終年の2005年に75万haまで拡大する計画である。

生産面をみると、低農薬以上の親環境農産物比率を、総生産量基準で1%(1999年)から3%(2002年)に、2005年には5%にまで高めることを目標としている。

最初の5ヵ年計画期間以降は、「親環境農業育成と農産物安全性確保対策」(農林部 2004 p.2)で目標が設定されており、2013年までに化学肥料と農薬の使用量を、1999年から2003年の平均使用量の40%に削減することにした。

具体的な数値をみると、化学肥料を、1ha当たり375kgから2005年に320kgにし、2013年には225kgまで減らし、合成農薬を、12.4kgから2005年に11.2kg、2013年に7.4kgまで削減させる計画である。また親環境農産物の生産比率を、2010年に10%まで引き上げることにしている。

なお計画目標は、2006年に出された「親環境農業育成5ヵ年(2006～2010)計画」(農林部 2006)で、最終的な目標値は同じであるが、途中年度の数値に修正が加えられ、新たに提示されている(第4表)。

ここでこれまでの実際の使用量を確認すると、農薬使用量は、1998年以降、増加傾向にあったが、2002年から減少しはじめ、2007年には24万トンとなっている。化学肥料は、1990年の110.4万トンから、一時的に増加するが全体では減少傾向にあり、2007年に63.1万トン水準まで低下している(韓国農林水産食品部 2008 p.201)。

第3表 2005年までの改善目標

区分	化学肥料		農薬	
	使用量 (1000t)	比率 (%)	使用量 (1000t)	比率 (%)
1999	842	100	25	100
2002	716	85	21.3	85
2005	589	70	17.5	70

出所：農林部(2001) p.30.

第4表 2013年までの親環境農業育成目標

区分	化学肥料		農薬		生産 ¹⁾	
	使用量 (kg/ha)	比率 (%)	使用量 (kg/ha)	比率 (%)	生産量 1000t	対全体比 %
5年平均(99～03)	375	100	12.4	100	-	-
2005	374	99	11.8	95	798	4
2006	350	93	11.2	90	940	5
2008	290	77	10.1	81	1400	7.5
2010	260	70	9.1	74	1850	10
2013	225	60	7.4	60	-	-

出所：農林部親環境農業政策課（2006a）p.22.

註1）生産量は、有機農産物だけでなくすべての親環境認証農産物を示す。対全体比を算出する際の全体生産量は推定値。

（4）韓国の環境に関わる直接支払制度と内容

2010年現在韓国では、いくつかの直接支払制度が実施されており、親環境農業、親環境安全畜産物直接支払、コメ所得等補填直接支払、条件不利地域直接支払、景観保全直接支払、経営委譲直接支払がある⁽⁷⁾。ここでは、環境保全に関わる直接支払制度として、（1）親環境農業直接支払、（2）親環境安全畜産物直接支払、（3）コメ所得補填直接支払、を取り上げる。

1）親環境農業直接支払

この制度の法的な根拠は、「世界貿易機構協定の履行に関する特別法」、「農産物の生産者のための直接支払制度施行規定」、「親環境農業育成法」である⁽⁸⁾。1999年に導入され、環境保全型農業に取り組む農家に対し、初期に被る所得減少への補填、あるいは環境農業がもたらす環境保全機能などの公益維持への対価として支援されている。

支給対象は、親環境農産物認証を受けた農家⁽⁹⁾である。認証の基準は、「親環境農業育成法」で定められており、農薬、化学肥料などの使用量にしたがって、「有機農産物」、「無農薬農産物」、「低農薬農産物」の3種類に分類されている⁽¹⁰⁾。以前に、「転換期栽培」という「有機農産物」とは別の認証が存在したが、親環境農業育成法の改正に伴って、2007年3月29日から「有機農産物」に統合された。ただし、有機と表示する場合にも、転換期であることを示す必要がある⁽¹¹⁾。

各農産物の認証基準については、有機農産物は、有機合成農薬と化学肥料を全く使わないで栽培されたものであり、無農薬農産物は、有機合成農薬を全く使わず、化学肥料の利用が推奨施肥量の1/3以内でつくられたものである。

低農薬農産物は、化学肥料の使用が推奨施肥量の1/2以内で、農薬散布回数が、「農薬安全使用基準」の1/2以下のものである。使用時期は安全使用基準時期の2倍数を適用し、除草剤

を使ってはならない。また残留農薬が、食品医薬品安全庁長が告示した「農産物の農薬残留許容基準」の 1/2 以下である必要がある。

なお低農薬農産物に対する新規認証は、2010 年度から中止することが決定している。このため 2010 年の直接支払申請は、2009 年 12 月 31 日までに認証を申請し 2010 年の直接支払受給申請時までに認証書の発給を受けた農家、あるいは 2009 年以前に認証書の発給を受け、申請時まで認証書が有効である農家に限って可能となる。

親環境農産物の認証業務は、国立農産物品質管理院または親環境農産物認証機関（民間団体）で行われており、農家は 1 年以上の営農日誌（天候、温度、作業など）などを提出しなければならない。申請料は、一件当たり 50,000 ウォンであり、通常の場合、いくつかの農家が同時に申請する⁽¹²⁾。また審査出張費用が別途に必要となり、各種の分析費用は、地下水検査が 109,300 ウォン、重金属検査が 40,000 ウォン、残留農薬検査が 152,000 ウォンである⁽¹³⁾。

認証の推移を確認すると（第 5 表）、2001 年には、親環境認証農産物を栽培する農家は 4,678 戸、その栽培面積は 4,556ha であったが、その後継続して増加し、2008 年に農家数は 17 万戸、栽培面積は 17 万 ha となっている。2008 年に関し、韓国全体の値を用いて新環境農業が占める比率を計算すると、農家数は 14%、面積は 9.9%となる（第 6 表）。しかし有機農産物に注目すると、2008 年に栽培農家が 8,460 戸、栽培面積が 1 万 2 千 ha で、全体に占める比率がそれぞれ 0.7%、0.68%であり（第 6 表）、極めて小さな値である。

次いで親環境農業直接支払の手続きを説明する。申請は農地所在地の邑・面・洞（韓国の行政区分）役場のみで可能である⁽¹⁴⁾。申請時に、親環境農業直接支払の支給対象者選定申込書 1 部と国立農産物品質管理院長または民間認証機関の長が交付した親環境農産物認証書のコピー 1 部を提出し、この際、コメ所得補填直接支払制の対象農家は、田と、それ以外の場合は、畑と申告する。したがって、申請時点で、既に親環境農産物認証を受けている者だけが支払い対象となる。

第5表 親環境農産物認証の推移

	区分			合計
	有機 ¹⁾	無農薬	低農薬	
2008年				
件数 (件)	2135	8255	9287	19677
農家数 (戸)	8460	45089	119004	172553
面積 (ha)	12035	42938	119136	174109
出荷量 (トン)	114649	554592	1519069	2188310
2007年				
件数 (件)	1778	6514	7895	16187
農家数 (戸)	7507	31540	92413	131460
面積 (ha)	9729	27288	85865	122882
出荷量 (トン)	107179	443989	1234706	1785874
2006年				
件数 (件)	1576	4723	5182	11481
農家数 (戸)	7167	21656	50812	79635
面積 (ha)	8560	18067	48371	74998
出荷量 (トン)	95404	320309	712381	1128094
2005年				
件数 (件)	1166	3599	3952	8717
農家数 (戸)	5403	15278	32797	53478
面積 (ha)	6094	13803	29909	49806
出荷量 (トン)	68091	242068	487588	797747
2004年				
件数 (件)	781	2494	2545	5820
農家数 (戸)	3283	9776	15892	28951
面積 (ha)	4622	8440	15154	28216
出荷量 (トン)	36746	167033	256956	460735
2003年				
件数 (件)	713	1999	2180	4892
農家数 (戸)	2748	7426	13127	23301
面積 (ha)	3325	6757	12157	22239
出荷量 (トン)	33287	120358	211558	365203
2002年				
件数 (件)	437	1370	1112	2919
農家数 (戸)	1505	4084	6303	11892
面積 (ha)	1602	3728	5912	11242
出荷量 (トン)	21116	76830	102432	200378
2001年				
件数 (件)	183	441	504	1128
農家数 (戸)	442	1645	2591	4678
面積 (ha)	450	1295	2811	4556
出荷量 (トン)	10672	32274	44334	87280

出所：国立農産物品質管理院（2010b）。

註1）有機農産物には、転換期有機が含まれる。

第 6 表 親環境農産物が全体に占める比率 (%)

	有機	無農薬	低農薬	合計	全国(戸、ha)
2008年					
農家数	0.70	3.72	9.82	14.24	1212050
面積	0.68	2.44	6.77	9.90	1758795
2007年					
農家数	0.61	2.56	7.51	10.68	1231009
面積	0.55	1.55	4.88	6.99	1781579
2006年					
農家数	0.58	1.74	4.08	6.40	1245083
面積	0.49	1.03	2.75	4.26	1800470

出所：筆者作成。

註：親環境農産物は第 5 表，全国は韓国統計庁（2010）の値を利用。

申請した者に対しては，認証機関で継続して認定を与えて良いか，つまり親環境農業を実践しているかの履行点検を行い，その結果を行政機関に報告する。この報告に基づいて，行政機関が最終的に支援対象者を決定し，直接支払金を支給する。

支給期間は，3 年間であり，3 年継続して申請しない場合には，合計 3 回が限度となる。つまり支給される期間が，親環境農業直接支払全体に適用されるため，低農薬で 3 年間受けた後に，有機農としての支援を受けることはできない。

農家に対する支援限度は 0.1～5.0ha で⁽¹⁵⁾，支払単価（1ha 当たり）は，時期，田と畑によって異なり，次のようになっている。まず 1999～2001 年には，対象地域を，上水源保護区域，特別対策地域，自然公園地域などの環境規制地域内の農耕地として，52 万 4 千ウォン/ha が支援された。対象農家は，一定基準⁽¹⁶⁾以上の親環境農業農法を履行し，5 人以上の作目班の構成員でなければならない。

2002 年になると，支給対象を環境規制地域から全国地域に拡大した。しかし年間親環境農産物の販売金額が 100 万ウォン以上で⁽¹⁷⁾，環境規制地域では低農薬，それ以外の地域では無農薬以上の親環境農業認証を持つ農家に限定した⁽¹⁸⁾。

2003 年からは低農薬農産物も対象となり，親環境農産物の認証基準にしたがってインセンティブが設けられた。有機（及び転換期）栽培では 27 万ウォン/ha，無農薬栽培では 15 万ウォン/ha が基本単価に加えられる（2003～2005 年）。畑の場合，52 万 4 千ウォン/ha の基本単価とインセンティブを合計すると，有機（及び転換期）では 79 万 4 千ウォン，無農薬では 67 万 4 千ウォン，低農薬では 52 万 4 千ウォンとなる（第 7 表）。田の場合，2003 年と 2004 年には水田農業直接支払金（50 万ウォン/ha）に，2005 年にはコメ所得補填直接支払制度の固定支払単価（60 万ウォン/ha）に，先ほどのインセンティブが加えられる（第 7 表）。

2006 年には，田と畑の支援体系を統合し，畑は 2003～2005 年と同一の単価とし，田は，コ

メの所得補填の固定支払単価に、有機（及び転換期）では 39 万 2 千ウォン、無農薬では 30 万 7 千ウォン、低農薬では 21 万 7 千ウォンのインセンティブが加算された。2006 の固定支払単価は 1ha 当たり平均 70 万ウォンであり、1ha 当たりの単価は第 7 表のようになる。表から分かるように、2006 年に田の有機栽培を行うと 109 万 2 千ウォンを受け取ることができる。なお 2007 年以降も、2006 年と同一の単価が適用されている（第 7 表）。

第 7 表 親環境農業直接支払単価¹⁾（単位：万ウォン/ha）

期間	区分	有機	無農薬	低農薬
2003～04	田	77	65	50
2005	田	87	75	60
2006～08	田	109.2	100.7	91.7
2003～08	畑	79.4	67.4	52.4

出所：筆者作成。

註 1) 田については、第 9 表の平均を利用して算出。

第 8 表 親環境農業直接支払制度に対する支援実績

年	支援額 百万ウォン	対象面積 ha	農家数 戸	ha 当たり ウォン	一戸当たり ウォン
1999	5731	10572	36133 ¹⁾	542092	317217 ²⁾
2000	5731	10572		542092	
2001	5650	10480	18806	539122	300436
2002	2757	5274	6589	522753	418425
2003	2988	10459	12195	285687	245018
2004	4507	12827	14520	351368	310399
2005	8180	20780	22119	393648	369818
2006	14106	35030	45567	402683	309566
2007	20807	53682	60090	387597	346264
2008	28655	72444	87416	395547	327800

出所：1999、2000 年：農林部（2000）p.1713、2001 年：農林部（2002）p.210、2002 年以降：農林水産食品部（2009c）p.293。

註 1) 1999 年と 2000 年の合計(農林部 2002 p.210)。

2) 1999 年と 2000 年の平均。

では実際に支援された金額や面積を第 8 表で確認しよう。1999 年に、全国で 1 万 ha に 57 億ウォンほどが支援されていたが、2008 年には大幅に増額されており、72 万 4 千 ha に対し 287 億ウォンが投入された。ただし、2008 年の 1ha 当たりあるいは 1 戸当たりの支払額は、1ha 当たり 40 万ウォン、1 戸当たり 32 万ウォンである。したがって農業所得に占める比重を考えるとこのような金額で十分なインセンティブとして働いているか疑問がある。

2) 親環境安全畜産物直接支払⁽¹⁹⁾

この制度の主目的は、親環境農業直接支払同様に、親環境畜産の拡大を図るため、初期時点で農家が被る所得の減少分を補填することにある。また環境汚染の発生を最小化して持続可能な畜産基盤を構築すること、畜産物に対する社会的不信の解消や安全な畜産物を生産して消費者の信頼を確保すること、なども主要な目的である。

根拠となる法令は、「世界貿易機構協定の履行に関する特別法」の第 11 条第 2 項と「畜産法」の第 3 条である。事業の対象者は、「畜産法」第 22 条による畜産業登録者で、申請時に、「畜産物加工処理法」第 9 条の規定による HACCP 農場指定を受けており、「親環境農業育成法」第 17 条の規定で親環境畜産物の認証を受けた農業者となっている。

支援対象と資格は、HACCP 農場、環境親和的畜産農場（HACCP 農場に対して農林部が審査・指定）として指定されており、親環境畜産物認証を受け、認証機関の履行点検の結果、適格と通知を受けた者である。

親環境畜産物認証は、「有機畜産物」と「無抗生剤畜産物」の二つに区分され、「有機畜産物」は、有機畜産物認証基準にあうように栽培、生産された有機飼料を与えつつ、認証基準を順守してつくられた畜産物である。一方「無抗生剤畜産物」は、抗生、抗菌剤などが添加されない一般飼料を給餌しつつ、認証基準を満たして生産された畜産物である。

支給単価（2009 年）をみると、韓牛は、有機畜産：170,000 ウォン/頭、無抗生剤畜産：65000 ウォン/頭となっており、肉牛の場合、韓牛の 50%を減額して支給される。また乳牛(牛乳)は、有機畜産：50 ウォン/l、無抗生剤畜産：10 ウォン/l、豚は、有機畜産：16,000 ウォン/頭、無抗生剤畜産：6,000 ウォン/頭、産卵鶏（鶏卵）は、有機畜産：10 ウォン/個、無抗生剤畜産：1 ウォン/個となっている。肉鶏は、有機畜産：200 ウォン/羽、無抗生剤畜産：60 ウォン/羽とし、地鶏の場合、肉鶏の 30%を増額して支給される。

支援限度額は、農家当たり年間 2,000 万ウォンであり、環境親和畜産農場として指定を受けている場合には、補助金として支給される金額の 20%をインセンティブとして追加支給される。親環境畜産物を継続して生産する場合、最初支給年度から 3 年間のみ支給され、不連続の場合は合計 3 回だけ受けることが可能である。

3) コメ所得補填直接支払⁽²⁰⁾

もともとコメ所得補填直接支払制度は、2002 年に当時の豊作と MA 米の輸入による米価下落で農家所得が減少するのを緩和するために導入された。その後、ミニマムアクセス延長交渉結果による市場のさらなる開放で、米価が一層下落することが憂慮され、2004 年 11 月に農業者の所得安定を図る目的でコメ農家所得安定法案が発表された。これをもとに、コメ所得補填基金法を改定し 2005 年 7 月から新たに施行して、水田農業直接支払制度も取り込んで導入したのがコメ所得など補填直接支払制度である（第 2 表）。

では次に、2005 年にコメ所得補填直接支払制度として統合される二つの制度、つまり水田農業直接支払制度とコメ所得補填直接支払制度を概説し、そして統合された制度をみておこう。

i) 水田農業直接支払制度

2001年に導入された水田農業直接支払制度は、農家の所得支持ばかりでなく、水田の公益的機能を最大化するため、肥料・農薬の適正使用などを要件に支援が実施されている。公益的機能の維持・向上には、たとえば、土壌改良材の施用、冬期湛水、景観作物の植栽、生態系の保護、草刈り等が想定されている。

支払い対象は、1998～2000年に継続して水田農業に利用され、水田の形状と機能を維持している農地であり、また土壌検査と残留農薬検査を実施し農薬安全使用基準や施肥基準量を遵守していると認められた農家である。ただし2002年からは、湛水義務が解除され、水田に稲以外の野菜、大豆、飼料作物などの作物を栽培した場合にも、補助金が支給されるようになった。

第9表 固定支払金単価 (千ウォン/ha)

年度 ¹⁾	農業振興地域		平均
	地域内	地域外	
2001	250	200	467
2002	500	400	
2003	532	432	500
2004	532	432	500
2005	640	512	600
2006	746	597	700
2007	746	597	700
2008	746	597	700

資料：農林水産食品部（2009a）p.28，農林部（2002）p.331.

註1）2001～2004年は、水田農業直接支払金単価である。

農家への支給は、2003年に0.1～2.0haの範囲で行われ、親環境認証農家の場合0.1～5.0haとされていたが、2004年には水田農業直接支払の上限が4.0haに拡大された。支払単価は、第9表に示されており、初年度の2001年は、振興地内で25万ウォン/ha、振興地域外で20万ウォン/haであったが、2002年には、それぞれの地域で50万ウォン/ha、40万ウォン/haへと二倍に増額された。

ii) コメ所得補填直接支払制度

2002～2004年に実施されたコメ所得補填直接支払制度は、2002年に大統領諮問機構である農漁業・農漁村特別対策委員会で議論され、米産業総合対策の一環として2002年産米にはじめて適用された。この時期のコメ政策は、基本的に需給の均衡を市場に委ねる方向にあったが⁽²¹⁾、そのことによる所得の不安定性に対処するため、水田農業直接支払制度だけでは不十分な所得安定機能を補う目的で、この制度が活用されることになった。

同制度では、基準価格（過去5年間平均の収穫期コメ価格）より当該年のコメ価格が低くな

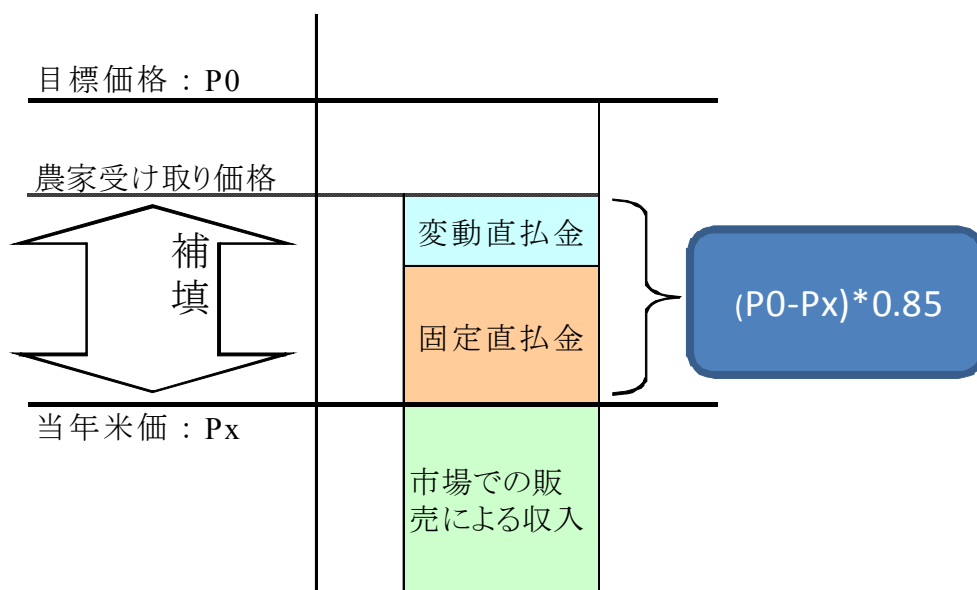
った場合、下落した 80%を補填することになっている。対象者は、水田農業直接支払制度の対象農家で、基準価格の 0.5%を事前に納付し、実際にコメを生産した耕作者である⁽²²⁾。

コメ所得補填直接支払金の予算は、実際に納付した農家数、米価の下落の程度によって変動するため、事前に予測するのが難しく、政府出えん金と農家の納付金の積立金からなる基金で運営している。米価下落時の対策として導入された制度であるが、2002 年以降、悪天候や援助米の増加で米価が上昇したため、実際の補填は 3 年間に一度も行われなかった。

iii) 新たなコメ所得補填直接支払制度

以上の二つの直接支払制度は、2005 年から、コメ所得補填直接支払制を変動支払部分、水田農業直接支払制を固定支払部分が引き継いで、コメ所得直接払い制度に統合された(第 2 表)。この制度では、政府が目標価格を定め、収穫期(10 月から翌年 1 月)の産地平均価格(精米)が目標価格よりも低い時に、一定額の補填を行う。2005~2007 年の目標価格は、2001~2003 年の平均収穫期産地価格に、秋穀買入制の所得効果、2003 年の水田農業直接支払所得効果を総合的に反映させ⁽²³⁾、80kg 当たり 170083 ウォンとした⁽²⁴⁾。

第 1 図 (a) を用いて、具体的にコメ所得補填直接支払制度の内容を説明しよう(以下、80kg 当たり)。目標価格が P_0 、当年の米価が P_x ($<P_0$) であったと仮定する。この場合、まず固定直払金が支払われ、変動直払金として、 $(P_0 - P_x) * 0.85$ から固定支払部分を引いた差額が与えられる。したがって農家の受取価格は、実際の米価 P_x に $(P_0 - P_x) * 0.85$ を加えた値となる。



(a) 農家受取価格が目標価格より低いケース

農家受取価格		173782ウォン/80kg
目標価格：P0	固定直払金	
当年米価：Px	市場での販売による収入	162307ウォン/80kg

(b) 農家受取価格が目標価格より高くなるケース（2008年）

第1図 コメ所得補填直接支払制度

出所：農林水産食品部（2008）を参考にして，筆者作成．

註．固定直払額は，2005年に9,836ウォン/80kg（60万ウォン/ha）であったが，2006年以降，1万1,475ウォン/80kg（70万ウォン/ha）となっている．

先述したように、固定部分は水田農業直接支払部分を引き継いでおり、公益機能への対価として支払われるものである。この点が明確になるのが第 1 図 (b) のようなケースである。この図では、2008 年の収穫期平均米価が比較的高く形成されたため、固定部分のみを含めた農家受取価格が既に目標価格を超過しており、変動部分が 0 となっている。このように、環境保全への対価である固定部分は目標価格以上となっても支払われるが、所得補填機能としての変動部分は消滅することになる。

この制度の対象農地は、1998 年 1 月 1 日から 2000 年 12 月 31 日まで水田農業（コメ、レンコン、せり、カンエンガヤツリ）に利用された土地である。対象者は、対象農地で水田農業に従事している農家であり、営農組合法人、農業会社法人も該当する。上限面積は、農家の場合、30ha、農業会社法人であれば 50ha である。

固定支払部分の支給は、2001 年以降、コメ、レンコン、せり、カンエンガヤツリ以外の作物を栽培するようになった水田、あるいは休耕している水田にも適用される。ただし、この場合にも農地の形状や機能の維持が条件となっており、農作物の生産が可能なように土壌の維持、管理がなされている、隣接農地との区分が可能なように境界が設置、管理されている、農地周辺の用・排水路が維持、管理されている、ことなどが必要である。

一方変動部分は、現時点でコメを生産する固定直払い対象農家に限って与えられる。この場合には、農地の形状や機能の維持条件以外に、農薬、化学肥料の使用量が一定の基準値を満たしていなければならない。

直接支払による単価を固定支払金でみると（第 9 表）、2005 年に振興地域が 64 万ウォン、振興地域外が 51 万 2 千ウォン、平均 60 万ウォンであったが、2006 年～08 年には増額されており、振興地域で 74 万 6 千ウォン、振興地域外で 59 万 7 千ウォン、平均 70 万ウォンとなっている。また総支給額は（第 10 表）、2005 年に 6,070 億ウォンであったが、2008 年には 1,000 億ウォン近く増え 7,118 億ウォンであった。この金額は、親環境農業直接支払制度の 287 億ウォン（2008 年、第 8 表）と比べると圧倒的に大きな値である。

第 10 表 固定直払いの支給額

年	農家数 (1000戸)	面積(1000ha)			固定支払い金 (億ウォン)
		合計	振興地域	振興地域外	
2005	1033	1007			6070.24
2006	1050	1024			7183.97
2007	1077	1018	699	319	7120.04
2008	1097	1013	699	314	7118.03

出所：農林水産食品部（2009a）p.28.

第 11 表 変動直払いの支給額

年	変動直払い			固定+変動 総支給額 億ウォン
	農家数 (1000戸)	面積 (1000ha)	金額 (億ウォン)	
2005	984	940	9007	15045
2006	1000	951	4371	11539
2007	1020	933	2792	9912
2008 ¹⁾	0	0	0	7118

出所：農林水産部（2009c）p. 367.

註 1) 収穫期の米価が高く形成されたため支給されなかった.

第 12 表 稲作所得に占める直払金 （万ウォン/戸，%）

年	固定支払い A	変動支払い B	合計 A+B	稲作所得 C	比率 (A+B)/C
2005	58.8	91.5	150.3	980.8	15.3
2006	68.4	43.7	112.1	1079.1	10.4
2007	66.1	27.4	93.5	951.8	9.8
2008	69.9	0	69.9	886.7	7.9

出所：筆者作成.

註. 稲作所得は，韓国統計庁（2010）.

変動部分は，支給された農家数が固定支払の場合よりも少なく，支給総額では（第 11 表），2005 年に 9007 億ウォンであったが，米価の上昇に伴い，2007 年に 2792 億ウォン，2008 年に 0 となっている。

一戸当たりの所得補填率は（第 12 表），2005 年に 15.3%であったが，その後，低下しており，2008 年には，7.9%であった。

（5）まとめ

本稿では韓国の緑の成長戦略を概観し，特に，親環境農業に注目して詳細な制度の内容について説明を行った。1990 年代に入り，政府が親環境農業政策を積極的に推し進めた背景には，WTO 体制下で貿易の開放速度が高まるなかで，規模の拡大による効率性の向上が困難な中小農に，安全な農産物の生産に着手させ，輸入農産物に対抗させるという意図があったことをみた。この点は，今回出された緑の成長戦略にも引き継がれており，親環境農業を育成し国際競争力を向上させることで，農業分野の成長を促進させようとしている。

しかしながら，近年では，欧米において廉価な有機農産物が大量生産方式でつくられており，有機農業あるいは環境農業で輸入農産物と対抗していく戦略がどの程度成功を収めるかは，未

知数である。1990年代に市場開放に対応するため、規模拡大などによる効率性向上とは異なる手段として推進された親環境農業であるが、今後は要素費用、特に労働費用の削減がより一層要求される厳しい状況にある。

〔参考文献〕

日本語

足立恭一郎「資料でたどる韓国の親環境農業政策—UR 農業合意後の展開—」農林水産政策研究所ディスカッションペーパー第1号 2002年 a

足立恭一郎「親環境農業政策路線に向かう韓国農政」『農林水産政策研究』NO.2, 2002年 b

糸山健介「韓国における親環境農業政策の展開過程と到達点」『農経論叢』Vol.62 pp.53-64, 2006年

鄭銀美「韓国における親環境農業政策の展開と意義」『農林業問題研究』159号, 2005年
pp.272-283

深川博史「韓国の環境直接支払いに関する調査研究」アサヒビール学術振興財団研究助成報告 2006年

金種淑「韓国における親環境稲作の現況と課題」日本有機農業学会編『有機農業研究年報 vol.4 有機農業』コモンズ 2004年

李哉ヒョン「IV.韓国」岸康彦編『世界の直接支払制度』農林統計協会 2006年

韓国語

農林部『農業動向に関する年次報告書』1996年, 1997年, 1998年, 1999年

農林部『2001年度 農林事業施行指針書』2000年

農林部『親環境農業育成5ヵ年計画(2001~2005)』2001年

農林部『農政に関する年次報告書』2002年

農林部『親環境農業育成と農産物安全性確保対策』2004年4月

農林部『農政に関する年次報告書』2005年

農林部親環境農業政策課『親環境農業育成5ヵ年(2006~2010)計画』2006年2月 a

農林部親環境農業政策課『2006年度親環境農業育成政策』2006年3月 b

農林水産食品部『2008年度 農業・農村及び食品産業に関する年次報告書』2008年

農林水産食品部『糧政資料』2009年 a

農林水産食品部『2010年度 農林水産事業施行指針書 第3巻』2009年 b

農林水産食品部『2009年度 農漁業・農漁村及び食品産業に関する年次報告書』2009年 c

農林水産食品部緑の成長政策官『農林水産食品分野 低炭素緑の成長推進戦略』2009年

国立農産物品質管理院「認証制度」

(http://www.enviagro.go.kr/portal/certi/certifi_sign.jsp) 2010年 a

国立農産物品質管理院「親環境認証統計情報」

(http://www.enviagro.go.kr/portal/info/Info_statistic_cond.jsp) 2010年 b

韓国統計庁「KOSIS 国家統計ポータル」(<http://kosis.kr>) 2010年

注

- (1) 韓国では緑色成長という。
- (2) 2008 年の数値をみると、農業投入が OECD で 1 位 (13.2kg/ha)、肥料利用が 5 位 (311kg/ha) となっている。
- (3) 2008 年に親環境農産物が全体生産に占める比率は 3.6% である。
- (4) 単位エネルギーを消費する際に排出される二酸化炭素量。
- (5) 低農薬農産物を除く、より厳しい目標である。なお後述するように、低農薬農産物の認証は 2010 年に廃止される。
- (6) 「規模拡大・コスト削減」農政から「親環境農業」への推進には、許信行、崔洋夫、そして金成勲、以上三人の農業経済学者の役割が大きかったとされる (足立 2002b)。
- (7) 条件不利地域直接支払は、農業生産性が低く定住条件が不利な地域に補助金を支援して、所得補助及び地域活性化を図ることを、また景観保全直接支払は、農村景観の維持、都市民の余暇需要への対応、農村地域社会の活性化を目的としたものである。経営委譲直接支払制度は、農業経営を委譲する高齢引退農家への所得補助金支援であり、その目的は、引退農家の生活の安定を図り、また専業農の営農規模の拡大を促進することにある。
- (8) 親環境農業政策に関わる法律は、足立 (2002a) を参照。
- (9) 後述するように、1999～2001 年は、親環境農業実践基準を履行する農家。
- (10) 制度の詳しい内容は、深川 (2006)、国立農産物品質管理院 (2010a) を参照。
- (11) 「転換期栽培」は、無農薬・化学肥料不使用を実践している点で、「有機栽培」と共通するが、土壌汚染の可能性を考慮して、区別している。転換期は、多年性作物で 3 年、それ以外で 2 年としている。
- (12) 平均的に有機農は 4～5 戸、無農薬は 7～8 戸、低農薬は 10～12 戸である。
- (13) 申請料と分析費用は、2009 年の値。
- (14) 申請受付期間は、2009 年の場合、3 月 1 日～31 日であった。
- (15) ここから分かるように、最低 0.1h の農地を耕作していることが前提条件となる。
- (16) 親環境農法実践基準 (農林部 (2000) p.1727) は、①農村振興庁長が作成した作物別の標準施肥量に従い、市長・郡長または農業技術センター長が栽培圃場別に勧奨する肥料の使用量を遵守する。②農産物の栽培時、有機合成農薬の散布回数は、農薬管理法第 23 条第 2 項の規制による安全使用量基準の 2 分の 1 以下にし、有機合成農薬は品目別収穫初日の 30 日前までに限って利用する。③残留農薬を、食品衛生法第 7 条第 1 項の規制により、保健福祉部長官が告示した農産物農薬残留許容基準の 2 分の 1 以下にする。以上の三つからなる。
- (17) 販売額に関する規定は、2005 年まで存在したが、2006 年以後は適用されなくなった。
- (18) 2002 年には、親環境農業直接支払を受ける農地は、水田農業直接支払の受給対象から除外される。
- (19) 以下、農林水産食品部 (2009b) pp.1160-1172 を参考にした。なおこの制度は、以前にモデル事業として一時 (2004～2006 年) 実施されていた (第 2 表)。
- (20) 本節は、農林部『農政に関する年次報告書』(各年版)、李 (2006)、パクほか (2004) を参考にした。
- (21) いうまでもなく、国境措置は存在している。
- (22) 以上から分かるように、この制度は、細部で異なるが、日本の品目横断経営安定化政策の収入減少影響緩和対策に類似している。
- (23) 目標価格設定の詳細は、パクほか (2004) pp. 41～48 を参照。
- (24) 目標価格は 3 年間ごとに変更する予定であったが、2009 年初の国会で、2008～2012 年の 5 年間も 2005～2007 年と同一価格の 170,083 ウォンにすることになった。